



平成 30 年 7 月 11 日

各 位

株式会社省電舎ホールディングス
代表取締役社長 西島 修
(コード 1711 東証 2 部)
問い合わせ先：管理本部長 田中 圭
(03-6821-0004)

第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 2 日付「不適切な会計処理に関する第三者委員会の設置及び、平成 30 年 3 月期決算短信開示延期に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、過年度の会計処理の一部につき、不適切な会計処理が行われた相当程度の可能性が認められる取引に係る事象（以下「当該取引等」）が存在することが判明いたしました。そのため、当社では、より客観的かつ公正な立場から調査を実施することが必要であると判断し、当該取引等の詳細を解明し、専門的かつ客観的な立場から、当該取引等に係る発生事実の正確な把握、発生原因の分析、問題点の解明、今後の対応策に関する提言が必要と判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家（弁護士等）から構成される第三者委員会を設置し、全容解明に取り組んでまいりました。

本日、第三者委員会より調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第三者委員会の調査報告の内容

調査報告の詳細な内容につきましては、添付の「調査報告書」をご覧ください。

2. 業績への影響

調査報告書によると、調査委員会が認定した案件の業績への影響につきましては、下表のとおりとのことです。

年度別利益影響表

単位：千円

項目	過年度	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
	△ 2,698	△ 38,536	△ 5,120	△ 242,480	149,999



なお、調査報告書においては、「本件調査においても疑義が払拭できない案件が残っており、今後の当社による実態解明が期待されること、及びこれを通じて更に不適切と認定される案件が存在する可能性があることは付言しておく」とされており、このことを踏まえ、当社において今後会計監査人との協議を行った上で、影響額等を早急に確定させる必要があると考えております。影響額については確定次第速やかにお知らせいたします。

3. 今後の対応について

第三者委員会からの調査報告書においては「本件調査においても疑義が払拭できない案件が残っており、今後の当社による実態解明が期待されること、及びこれを通じて更に不適切と認定される案件が存在する可能性があることは付言しておく」とされていることから、今後こうした案件の取り扱いを検討し、監査等委員会及び取締役会において確定次第開示いたします。

また、再発防止に関する提言が行われており、当社といたしましては、これらの提言を真摯に受け止め、早急に再発防止策を策定実行し、法令順守体制の強化及び徹底を図ってまいります。尚、再発防止策の具体的内容につきましては、確定次第速やかにお知らせいたします。

4. 今後のスケジュール

平成30年6月29日付「平成30年3月期有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」において公表いたしましたとおり、平成30年8月2日までに平成30年3月期有価証券報告書及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出するとともに、平成30年3月期の決算短信及び過年度の決算短信等の訂正を開示するよう鋭意努めてまいります。

株主や投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上

株式会社 省電舎ホールディングス 御中

調査報告書

2018年7月11日

株式会社省電舎ホールディングス

第三者調査委員会

委員長

白井

真



委員

小林

正樹



委員

河江

健史



委員

土井

貴達



目 次

第 1	当委員会の概要	7
1	当委員会の設置経緯	7
2	当委員会への委嘱事項	7
3	当委員会の構成と調査体制	8
4	当委員会の独立性及び調査の実効性確保措置	8
5	本件調査の概要	9
(1)	調査対象	9
(2)	調査実施期間	9
(3)	調査方法	9
ア	関係資料の精査	9
イ	関係者に対するヒアリング	10
ウ	現地視察	10
エ	デジタル・フォレンジックス調査	10
(ア)	データ保全	10
(イ)	メールデータの復元	10
(ウ)	メールレビュー	10
オ	法人調査	11
カ	アンケートの実施	11
キ	ホットラインの設置	11
ク	資料の自主提出	11
6	件外調査の方針	11
7	本件調査の限界	12
第 2	本件調査の前提事実	13
1	当社グループの概要	13
(1)	当社の概要	13
(2)	沿革	13
(3)	事業内容	15
(4)	業績推移	15
ア	連結	15
イ	個別	16
(5)	大株主の変遷	16
(6)	役員の変遷	17
(7)	許認可の状況	17
2	DEの概要	18

(1)	会社概要	18
(2)	沿革	18
(3)	業績推移	18
(4)	資本構成	18
(5)	役員の変遷	19
(6)	許認可の状況	19
3	AK4の概要	20
(1)	会社概要	20
(2)	沿革	20
(3)	業績推移	20
(4)	資本構成	20
(5)	役員の変遷	21
(6)	許認可の状況	21
第3	不適切案件	22
1	概要	22
2	当社グループにおける工事進行基準	23
(1)	工事進行基準の概要	23
(2)	工事進行基準の適用のための内部統制	24
(3)	当社グループにおける概要	24
ア	当社グループにおける工事進行基準適用範囲	24
イ	内部統制の状況	25
ウ	土地取得費等の工事進捗度への反映	27
3	岡山案件	27
(1)	概要	27
(2)	岡山太陽光9区画案件	28
ア	概要	28
イ	取引関係図	28
ウ	認定事実	28
エ	問題点	31
(ア)	開発型の工事であるにもかかわらず工事進行基準を適用していること	31
(イ)	販売契約解除による修正後発事象を考慮せず、売上計上を維持していること	31
(3)	岡山太陽光14区画案件	32
ア	概要	32
イ	取引関係図	32
ウ	認定事実	33

エ	問題点	34
(ア)	開発型の工事であるにもかかわらず工事進行基準を適用していること	34
(イ)	工事進捗度を水増ししていること	34
(4)	岡山太陽光 16 区画案件	35
ア	概要	35
イ	取引関係図	36
ウ	認定事実	36
エ	問題点	39
(ア)	開発型の工事であるにもかかわらず工事進行基準を適用していること	39
(イ)	架空の販売契約を締結し、売上計上していること	39
(5)	津山バイオマス案件	39
ア	概要	39
イ	認定事実	39
(ア)	取引推移	39
(イ)	原価付替に至った経緯	42
(ウ)	金銭弁済	42
(エ)	DEの負担する簿外費用の支払に係る債務とDEのA1社に対する土地代金支払に係る債権との合意相殺	43
ウ	問題点	43
(ア)	簿外費用の存在	43
(イ)	未精算簿外費用	44
(ウ)	A10社に対する前渡金	44
(エ)	架空売上	45
(6)	A4社媒介手数料案件	45
ア	概要	45
イ	認定事実	45
ウ	問題点	46
(7)	岡山9区画案件合意解除に基づく引当金の未計上	46
ア	概要	46
イ	認定事実	46
ウ	問題点	46
4	不適切売上に係る案件	48
(1)	B社太陽光工事案件	48
ア	概要	48
イ	太陽光発電工事に係る業務フロー	48
ウ	当社グループにおける売上計上に係る社内ルール	50

エ	認定事実	50
オ	問題点	51
(2)	日光市高德案件.....	52
ア	概要	52
イ	取引関係図	52
ウ	認定事実	52
エ	問題点	54
(3)	D社案件.....	54
ア	概要	54
イ	認定事実	54
ウ	問題点	56
(4)	京丹後案件.....	56
ア	概要	56
イ	取引関係図	56
ウ	認定事実	56
エ	問題点	57
5	不適切原価に係る案件	59
(1)	E1社バイオガス案件.....	59
ア	F1社案件	59
(ア)	概要.....	59
(イ)	認定事実.....	59
(ウ)	問題点.....	61
イ	F3社案件	61
(ア)	概要.....	61
(イ)	認定事実.....	61
(ウ)	問題点.....	62
ウ	E1社バイオガス案件に係る工事進行基準の適用状況	62
(ア)	概要.....	62
(イ)	認定事実.....	63
(ウ)	問題点.....	63
(2)	E6社案件.....	66
ア	概要	66
イ	認定事実	66
ウ	問題点	67
(3)	G社案件.....	67
ア	概要	67

イ	認定事実	67
ウ	問題点	69
(4)	A 6 社案件	69
ア	概要	69
イ	認定事実	69
ウ	問題点	70
(5)	I 1 案件	70
ア	概要	70
イ	認定事実	71
ウ	問題点	72
6	不適切評価	72
(1)	インドネシア案件	72
ア	概要	72
イ	認定事実	72
(ア)	インドネシア関連の推移	72
(イ)	一般的なインドネシアの外国資本企業設立フロー	74
(ウ)	PTSDS社の法人設立関連書類等の状況	74
(エ)	PTSDS社の事業目的	74
(オ)	PTSDS社に係る人員構成	74
(カ)	PTSDS社に係る資本金	75
(キ)	PTSDS社に係る各期末におけるBS残高	75
ウ	問題点	76
(2)	滞留債権に係る案件	76
第4	不適切行為の原因分析	77
1	はじめに	77
2	不適切行為の動機・背景	78
(1)	当社業績が恒常的に非常に厳しい状況に陥っていたこと	78
(2)	資金調達における決算の黒字化の必要性	78
(3)	継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消の必要性	78
(4)	当社グループ役職員の不適切行為を許容する動機	79
3	社内におけるコンプライアンス体制の不備	79
(1)	当社グループにおける経理体制の不備	79
(2)	役員・従業員間における牽制機能の欠如	79
(3)	社内規程の不備及び不適切な運用	80
4	コンプライアンス意識の欠如	80
5	取引先との癒着関係	81

6	実効性ある内部監査及び監査役監査が実施されるべき態勢が欠如していたこと	81
	(1) 内部監査が脆弱であったこと	81
	ア 内部監査の状況(2009年3月期頃~2017年3月期)	81
	イ 内部監査の脆弱性	82
	(2) 監査役監査についても実効的なものではなかったこと	83
	(3) 会計監査人監査の状況	84
	ア アーク監査法人	84
	イ アスカ監査法人	84
	ウ 当社の状況	85
	(4) 監査役、内部監査部門、監査法人の連携について	85
	(5) 小括	86
7	当社グループにおいて工事進行基準適用範囲の決定に係る内部統制が脆弱であったこと	86
第5	再発防止策	88
1	はじめに(根本原因)	88
2	役員や従業員の意識改革	88
3	中間管理層の再構築	88
4	コンプライアンス体制の抜本的な見直し	89
	(1) 経理体制の整備	89
	ア 人員不足への対応	89
	イ 権限の分離	89
	(2) 役員・従業員間における連携強化	89
	(3) 取締役会の牽制機能	90
	ア 取締役会等による監督機能の充実	90
	イ 社外取締役による監督機能の充実	90
	(4) 内部監査機能の強化	90
	(5) 社内規程及びその運用の見直し	91
	(6) 契約書類の改善	91
	(7) 内部通報制度	91
5	取引先対応の改善	92
6	実行予算の策定・管理の改善	92
7	適正な子会社・孫会社管理	93
第6	結語	94

第1 当委員会の概要

1 当委員会の設置経緯

株式会社省電舎ホールディングス（以下「当社」という。）は、外部からの指摘により、当社における不正会計の可能性を認識したことから、2018年2月28日の取締役会において、当社の過年度決算における不適切な会計処理等に係る事実確認を目的とし、当社管理本部長を委員長、当社社外取締役、並びに当社及びその関係会社（以下「当社グループ」という。）とこれまで利害関係を有しない外部の専門家3名を委員とする社内調査委員会（計5名）の設置を決議した。

当社は、2018年4月27日に上記社内調査委員会から2014年3月期及び2016年3月期における不適切な会計処理の可能性につき報告を受けたことから、より客観的かつ公正な立場から調査を継続、実施することが必要であると判断し、2018年5月2日の取締役会において、社内調査委員会の調査（以下「社内調査」という。）を引き継ぐ第三者調査委員会（以下「当委員会」という。）の設置を決議した。その後、当社は、調査委員の選定について慎重に検討し、上記社内調査委員会における外部委員が当委員会委員に就任し、調査業務を引き継ぐことが、調査の継続性及び実効性の観点、また有価証券報告書その他の法定開示書類の訂正業務発生の可能性等を踏まえた場合に当該業務を適切に遂行するための時間的制約を考慮した観点からも妥当であること、上記社内調査委員会委員就任まで当該外部委員3名は当社グループとの間で何ら利害関係を有しておらず、その独立性中立性の観点から第三者委員就任における支障はないこと、との判断により、上記社内委員会の外部委員3名を当委員会委員として選定した。また、当社グループとこれまで利害関係を有しない外部専門家1名を新たに選任し、計4名の外部専門家から構成される当委員会が2018年5月11日に発足した。

2 当委員会への委嘱事項

当社から当委員会に対して委嘱された事項¹は、下記のとおりである。

- ・社内調査により判明した不適切な会計処理の可能性がある事案についての検討
- ・その他、過年度の類似取引等を精査の上、当委員会が必要と認める事象及びそれらの原因究明
- ・コーポレートガバナンス及びコンプライアンス体制の見直し並びに再発防止策の策定

なお、本件調査は調査対象者の法的責任の有無の判断及びその追及を目的とするもので

¹ 「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」（日本取引所自主規制法人 2016年2月24日公表）における、「① 不祥事の根本的な原因の解明」「③ 実効性の高い再発防止策の策定と迅速な実行」の視点については、本事案でも有用と考えられたことから、調査の目的を設定するに際し参照している。また、設置に当たっては「② 第三者委員会を設置する場合における独立性・中立性・専門性の確保」を踏まえた。

はない。

3 当委員会の構成と調査体制

当委員会の構成は、以下のとおりである。

調査委員：委員長 白井 真 弁護士（光和総合法律事務所）
委員 小林 正樹 弁護士（光和総合法律事務所）
委員 河江 健史 公認会計士（河江健史会計事務所）
委員 土井 貴達 公認会計士（T&T コンサルティング株式会社）

委員長は各調査委員が互選するものとし、白井真が委員長として選任された。なお、調査委員は、いずれも、これまで当社グループと利害関係を有していない者である。

また、本件調査に当たっては、当委員会の直属として、弁護士4名及び公認会計士12名並びにデジタル・フォレンジックス調査等の支援のために株式会社FRONTEO（以下「FRONTEO」という。）に所属する専門家の補助を受けた。これらの者は、いずれも、これまで当社グループと利害関係を有していない者である。

<調査補助者>

弁護士 野原 俊介	弁護士 井上龍太郎
弁護士 橋本 祥	弁護士 坂下 大貴
公認会計士 青木 幹雄	公認会計士 中野 陽介
公認会計士 上村 治	公認会計士 小林 孝嗣
公認会計士 黒川 剛史	公認会計士 小池 昶司
公認会計士 長谷川雄史	公認会計士 高木 明
公認会計士 東海林秀樹	公認会計士 中山 住人
公認会計士 菊地貴加志	他 公認会計士1名

4 当委員会の独立性及び調査の実効性確保措置

当委員会は、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠することとし、これを踏まえ、その独立性を確保し、実効的な調査を実現することを企図して、以下の事項を当社と合意した。

- ① 当社は、以下のとおり、当社全体を挙げて当委員会の本件調査に対して、全面的に協力する。
 - ・当社が所有するあらゆる資料、情報、役職員へのアクセスの保証
 - ・関係先についても同様のアクセスが保証されるよう当社は最大限の努力をすること

- ・当社は、役職員に対して、当委員会による本件調査業務の遂行に対する優先的な協力をすることを業務として命令すること
 - ・当社は、当委員会の求めがある場合には、当委員会の業務の遂行を補助するために適切な人数の従業員等による事務局を設置すること
- ② 調査報告書に関する起案権は当委員会に専属する。
 - ③ 当委員会は、必要があると判断する場合には、捜査機関、監督官庁、自主規制機関等の公的機関及び当社の会計監査人等の外部機関と、適切なコミュニケーションを行うことができる。

5 本件調査の概要

(1) 調査対象

当委員会への委嘱事項及び有価証券報告書等の法定開示書類の公衆縦覧期間を踏まえ、調査対象期間は2013年3月期以降、調査対象会社は当社及び株式会社省電舎（以下「DE」という。）、株式会社エール（以下「エール」という。）、株式会社エールケンフォー（以下「AK4」という。）とした。

また、社内調査の内容を踏まえ、

- ・調査対象期間における工事進行基準適用案件
- ・調査対象期間の各決算期末における見積項目案件²

を、当初の主たる調査対象とした。

これに加え、不適切な会計処理に係る類似案件の有無を検討するために、件外調査を行った。

(2) 調査実施期間

当委員会の調査期間は、当委員会が発足した2018年5月11日から2018年7月10日までである。

(3) 調査方法

ア 関係資料の精査

本件調査の対象とした当社グループ各社に係る、各種規程類、議事録、稟議書、契約書類、経理書類等を当社グループ各社その他関係先に対する開示依頼等を通じて入手し、精査するとともに、本件社内調査の関連資料その他各種資料（有価証券報告書、四半期報告書等の法定開示書類、証券取引所規則に基づく適時開示書類、当社のウェブサイト、同ウェブサイト上に公開されているIR資料、民間情報ベンダーの公表情報をリソースとする情報その他一般に公表された資料等）の分析及び検証を行った。

² 貸倒損失、減損損失、評価損失に係る貸借対照表項目の検証。

イ 関係者に対するヒアリング

当委員会がヒアリングを実施した調査対象者及び実施日は、別添資料のとおりである。

ヒアリングは光和総合法律事務所又は当社グループ会議室等における開催又は電話による聴き取り調査として実施した。なお、当委員会がヒアリング対象として予定した者のうち、1名からは協力を得られず、2名については故人であるため、ヒアリングを実施することができなかった。

ウ 現地視察

当委員会は、本件調査の対象とした案件の現地視察を行った。

エ デジタル・フォレンジックス調査

当委員会は、デジタル・フォレンジックス調査会社である FRONTEO の協力を得て、当社が調査対象者3名に貸与している PC に対して、以下の調査を実施した。

(ア) データ保全

業務上使用している貸与 PC 内の電子データについて、イメージファイル形式 (DD イメージ) で HDD 全体のデータ保全を実施した。

対象者	対象デバイス	使用メールソフト
k 氏	ラップトップ	Microsoft Outlook, Outlook Express, Windows Live Mail
e 氏	ラップトップ	Microsoft Outlook,
n 氏	デスクトップ	Microsoft Outlook, Shuriken

(イ) メールデータの復元

メールデータについて、可能な限り削除データの復元を実施した。

(ウ) メールレビュー

a データのアップロード

PC から現存及び復元された削除メールデータ (Microsoft Outlook, Outlook Express, Windows Live Mail, Shuriken) を抽出し、調査用レビュープラットフォーム (Lit i View E-DISCOVERY) へアップロードを実施した。

b メールデータのレビュー

Lit i View E-DISCOVERY にアップロードしたメールデータの総数は 1,166,759 件であり、重複削除及び当委員会が設定したキーワード及び期間 (2012 年 4 月 1 日以降) にて絞り込みを実施した。1 次レビューは FRONTEO、2 次レビューは当委員会にて、

計 31,415 件のレビューを実施した。

メールデータのレビューを実施するに当たり、当委員会が定めた以下の観点に沿って内容の確認を行った。

- ① 本件調査の対象とした案件の事案・手口の解明
- ② キックバック等の本案件関連不正の有無の把握
- ③ 指揮命令、組織性の有無の把握
- ④ 隠蔽工作の有無の把握
- ⑤ 本件調査の対象とした案件以外の不正取引の端緒の把握

上記レビューの結果、本件調査の対象とした案件に関連するメール及びその添付ドキュメント 401 件が確認された。

また、上記レビュー結果を FRONTEO の人工知能エンジン (KIBIT) に学習させ、キーワード検索によりレビュー対象から除外されたデータ群に対して分析を行い、KIBIT により重要性が高いと識別された 600 件について当委員会によるレビューを実施した。

当委員会は、これらのメールのうち必要と認められるものについて、更に詳細な事実確認及び調査を実施した。

オ 法人調査

株式会社 JP リサーチ&コンサルティングによる、特定法人に係る調査を実施した。

カ アンケートの実施

当委員会は、当社グループに所属する役職員 38 名を対象としてアンケートを実施した。(1名の合理的理由のある未回答者を除き、) 37 名からの回答がなされた。

キ ホットラインの設置

当委員会は、当社グループに所属する役職員を対象として、臨時内部通報窓口を設置した。設置期間は、2018 年 5 月 29 日から 2018 年 7 月 10 日までである。

ク 資料の自主提出

デジタル・フォレンジックス調査の対象とした調査対象者 3 名に対し、データ保全作業を実施後に、本件調査において有用であると同人らが自認するメール及びデータを自主提出するよう要請を行い、3 名全員から提出を受けた。

6 件外調査の方針

当委員会における件外調査として、全般的な不適切行為を把握するためにアンケートの実施及びホットラインの設置を行うとともに、個別的な不適切行為を把握するために、類

似案件の態様に合わせた件外調査手続³を実施した。

アンケートの結果からは3件、ホットラインの結果からは1件の指摘がなされた。

当社における個別的な不適切行為の類型として当委員会発足時は、「① 不適切な売上」「② 案件間の原価付替」「③ 不適切な資産評価」に大別し、件外調査の方針を立てた。①に対しては、工事進行基準が適用されている取引における不適切行為が確認されていることから、調査対象期間において工事進行基準が適用されている取引を抽出し、その取引内容について検討を行った。加えて、その他の売上取引についても、異常な粗利率や期末間際の取引について検討を行った。②に対しては、①の検討の際に併せて、関連する原価の内容についての検討も行っている。③に対しては、資産勘定に係る評価の適切性についても疑義が存在することから、調査対象期間の決算期末における評価について再確認を行った。

7 本件調査の限界

当委員会は、上記2記載の当委員会への委嘱事項に基づく調査目的を踏まえ、本件調査として、必要な調査を実施した。しかしながら、本件調査は、強制的な調査権限に基づくものではなく、時間的制約のある中で、関係者の任意の協力を前提としつつ、当社グループから提供を受けた関係資料や、役職員その他の関係者のヒアリングにより得られた供述等に依拠しており、これらの関係資料、供述等に明らかに不審な点や矛盾点が認められた場合にはその都度慎重な確認を行ったものの、原則として、これらの関係資料について、作成名義が真正であることを前提としている点や、関係資料以外の重要な資料であって当社グループから開示されていないものが存在していないことを前提としている点等に起因する調査の限界が存在すること、特に、本件調査の遂行上、重要なヒアリング対象者と位置づけた調査対象者について調査期間開始に接近する時期に逝去していたことが判明したため、ヒアリングを実施することができなかったことによる事実解明上の限界もあったことを付言する。

当委員会の事実認定は、このように限界がある中で行った本件調査の結果に基づくものであって、当委員会が収集した以外の関係資料が存在し、又は、ヒアリングで得られた供述に事実と異なる内容が含まれることが発覚した場合には、本件調査の事実認定が変更される可能性がある。

³ 勘定分析、カットオフテスト、粗利率分析、デジタル・フォレンジックス調査等である。

第2 本件調査の前提事実⁴

1 当社グループの概要

(1) 当社の概要

会社名	株式会社省電舎ホールディングス
代表者の氏名	西島 修
所在地	東京オフィス：東京都港区芝大門 2-2-11 泉芝大門ビル 1階
設立	昭和 61 年 6 月
資本金	9 億 9,745 万円
従業員数	個別 7 名 連結 20 名 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
事業内容	再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業、省エネルギー事業関連 製品製造・販売

(2) 沿革

年月	概要
昭和 61 年 6 月	省エネルギー事業を目的として東京都港区に株式会社省電舎を設立。エネルギー使用量削減保証型省エネルギー事業に取り組む。
平成 9 年 2 月	財団法人省エネルギーセンター「エスコ事業導入研究会」に参加。
平成 10 年 6 月	自社開発製品「エコステップ」(CPU3 段調光蛍光灯用電子安定器)の発売開始。
平成 13 年 4 月	「ESCO 推進協議会」に正会員として入会。
平成 13 年 5 月	特定建設業(電気工事業)許可取得。
平成 14 年 12 月	エスコ事業のエネルギー削減提案能力を拡大(節水)。
平成 15 年 1 月	特定建設業(管工事業)許可取得。
平成 15 年 2 月	大阪府大阪市に大阪オフィスを開設。
平成 15 年 6 月	一級建築士事務所登録。
平成 15 年 12 月	米国 FALCON WATERFREE TECHNOLOGIES, LLC と国内販売代理店契約を締結し、エスコ事業者について独占販売権取得。
平成 16 年 2 月	エスコ事業のエネルギー削減提案能力を拡大(小型水力発電システム)。
平成 16 年 12 月	東京証券取引所(マザーズ市場)に上場。
平成 17 年 6 月	東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録(登録番号 EB-051001)。

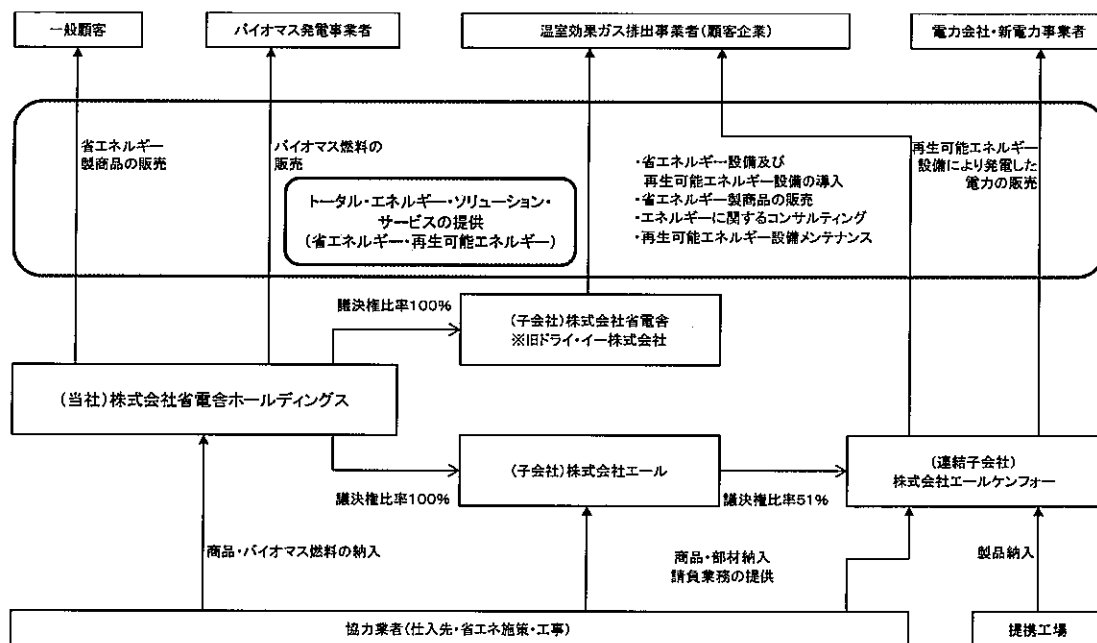
⁴ なお、本章の記載は当社第 32 期有価証券報告書記載その他当社グループ作成資料に依拠し、これを整理したものであり、当委員会が独自の検証を行ったものではないことを付言する。

平成 17 年 12 月	総合的な環境ソリューションの提供を目的として、ファシリティ マネジメント事業を展開するファシリティ パートナーズ株式会社(旧商号 株式会社東京サポート社)を完全子会社化。
平成 17 年 12 月	環境コンサルティング機能の強化を目的として、株式会社リサイクルワンと業務提携。
平成 18 年 7 月	東京都中央区に東京オフィス開設。
平成 18 年 12 月	本店所在地を東京都中央区に移転。
平成 19 年 5 月	米国グアムにグアム支店設立。
平成 20 年 6 月	株式会社エネルギーアドバンスとの業務提携に関する契約を締結。
平成 21 年 3 月	ファシリティ パートナーズ株式会社株式の全部を譲渡。
平成 21 年 5 月	三菱商事株式会社との業務提携に関する契約を締結。
平成 21 年 6 月	本店所在地を東京都港区に移転。
平成 23 年 12 月	再生可能エネルギー事業を推進するため、100%子会社ドライ・イー株式会社を設立。
平成 26 年 12 月	インドネシアにおけるパームヤシ殻(Palm Kernel Shell:PKS)事業を推進するため、子会社 PT.SDS ENERGY INDONESIA を設立。
平成 27 年 8 月	東京証券取引所 市場 2 部に市場変更。
平成 28 年 10 月	株式交換により株式会社エールを完全子会社化。これにより株式会社エールの子会社である株式会社エールケンフォーを連結子会社化。
平成 29 年 6 月	商号を「株式会社省電舎ホールディングス」に改称

(3) 事業内容

当社グループは、当社及び子会社 4 社（連結子会社 3 社及び非連結子会社 1 社）で構成されている。当社の主な事業の内容は、省エネルギー事業の推進により、顧客企業にエネルギー・ソリューション・サービスを提供することである。

DE は、再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務を行っている。また、AK4 は主に太陽光発電関連と省エネルギー商材の開発と販売を行っている。



※ エールについては、AK4 の株式を保有するための法人であるとの実態から、特筆すべき活動実態はない。

(4) 業績推移

ア 連結

回次	第 28 期	第 29 期	第 30 期	第 31 期	第 32 期
決算年月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月
売上高 (千円)	1,676,640	1,809,872	2,638,391	2,142,259	1,785,092
経常利益 (千円)	△122,010	17,409	△357,868	71,005	△112,569
当期純利益 (千円)	△132,987	△16,921	△568,183	57,624	△58,604
包括利益 (千円)	△133,126	△15,763	△568,664	57,682	25,519
純資産額 (千円)	309,841	294,078	239,570	291,271	1,017,078

総資産額	(千円)	1,010,049	1,550,922	1,641,422	921,077	2,190,845
------	------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------

※ △については損失。以下同様。

※ 継続企業の前提に関する注記は、2015年3月期（上記平成27年3月期）に付されている。

イ 個別

回次		第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
会計期間		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高	(千円)	1,597,540	1,522,873	716,038	122,020	102,895
経常利益	(千円)	△60,665	34,851	△169,769	△93,163	△163,206
当期純利益	(千円)	△71,461	△277	△666,845	△24,256	△91,409
資本金	(千円)	616,020	616,020	873,099	873,099	997,449
発行済株式総数	(株)	7,328	1,465,600	1,842,273	1,842,273	2,702,173
純資産額	(千円)	388,577	389,457	236,288	206,107	740,167
総資産額	(千円)	1,074,736	1,007,300	830,520	435,940	948,746

(5) 大株主の変遷

大株主の状況	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
1	中村 健治	中村 健治	中村 健治	中村 健治	中村 健治
2	サン・クロレラ販売(株)	日本証券金融(株)	日本証券金融(株)	楽天証券(株)	西島 修
3	(株)サン・クロレラ	西出 佳世子	(株)SBI証券	岡本 佳治	(有)リーフィールド
4	中村 浩子	梅田 倫弘	西出 佳世子	西出 佳世子	日本証券金融(株)
5	西出 佳世子	ゴールドマンサックス インターナショナル	松井証券(株)	(株)SBI証券	松井証券(株)
6	加藤 温子	窪田 芳朗	久田 与次郎	久田 与次郎	西出 佳世子
7	林 新一郎	WALSIN LIHWA HOLDINGS LIMITED	BNYM SA/NV	UBS AG SINGAPORE	みずほ証券(株)
8	(株)SBI証券	BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	岡本 佳治	松井証券(株)	モルガン・スタン レーMURFG証券(株)
9	岩井コスモ証券(株)	栃木県電気工事(株)	大沢 最子	野村証券(株)	大和証券(株)
10	(株)中山興産	中村 浩子	磯村 勝之	池松 正剛	マネックス証券(株)

(6) 役員の変遷

氏名	役職	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
中村 健治	代表取締役 取締役	→				→
中村 俊	代表取締役 取締役	→	→			
嘉納 毅	代表取締役 取締役			→	→	
鵜澤 利雄	代表取締役 取締役			→	→	
西島 修	代表取締役 取締役 社外取締役				→	→
川口 智生	取締役					→
太鼓地 英史	社外取締役					→
小山田 明宏	取締役	→				
中島 重夫	社外取締役	→		→		
福本 裕士	取締役			→	→	
伍堂 英雄	監査役	→		→		
小坂 岑史	監査役				→	→
奈良 洋	社外監査役	→		→	→	→
松井 孝夫	社外監査役	→		→	→	→

※ 中村俊氏は2015年4月20日代表取締役及び取締役を辞任。嘉納氏は同日代表取締役に就任し2015年6月26日退任。鵜澤氏は2017年4月1日に代表取締役を辞任し、同日より西島氏が代表取締役に就任。

※ 2016年4月から6月、及び、2017年4月から6月にわたり、社外取締役の不在期間が存在している。

(7) 許認可の状況⁵

許可を受ける事業会社	取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	新規/更新	許認可の状況
株式会社省電舎	平成23年5月	特定建設業	東京都知事	建設業の種類 電気工事業、管工事業 許可番号 (特-23)第96523号	平成23年5月30日 から 平成28年5月29日	更新	平成27年2月4日付で認可取消
株式会社省電舎	平成27年1月20日	特定建設業	東京都知事	建設業の種類 管工事業 許可番号 (特-23)第96523号	廃業 から	—	平成27年1月20日付で認可取消
株式会社省電舎	平成27年1月31日	特定建設業	東京都知事	建設業の種類 電気工事業 許可番号 (特-23)第96523号	廃業 から	—	平成27年2月4日付で認可取消

⁵ 株式会社省電舎は、現株式会社省電舎ホールディングス（当社）を指している。2017年6月に現在の社名に変更している。

2 DEの概要

(1) 会社概要

会社名	株式会社省電舎 旧商号：ドライ・イー株式会社 平成 29 年 8 月 1 日商号変更
代表者の氏名	川口 智生
所在地	東京都港区芝大門 2-2-11 泉芝大門ビル 1 階
設立	平成 23 年 12 月
資本金	140 百万円
事業内容	再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務

(2) 沿革

年月	概要
平成 23 年 12 月	再生可能エネルギー事業を主たる目的として東京都港区にドライ・イー株式会社を設立。
平成 24 年 5 月	資本金を 9000 万円に増資。
平成 26 年 12 月	資本金を 1 億 4000 万円に増資。
平成 29 年 8 月	商号を「株式会社省電舎」に改称。

(3) 業績推移

回次	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
会計期間	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月
売上高 (千円)	84,100	286,998	1,922,352	2,020,366	1,535,672
経常利益 (千円)	△61,345	△17,442	△188,098	261,224	68,459
当期純利益 (千円)	△61,526	△16,643	△188,394	178,937	44,960
資本金 (千円)	90,000	90,000	140,000	140,000	140,000
発行済株式総数 (株)	1,800	1,800	3,800	3,800	3,800
純資産額 (千円)	11,264	△5,379	△93,774	85,163	130,123
総資産額 (千円)	32,299	665,234	1,055,592	610,132	417,632

(4) 資本構成

2011 年 12 月に当社の 100%子会社として設立され、資本構成の変動はなし。

(5) 役員の変遷

氏名	役職	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
嘉納 毅	代表取締役 取締役	→	→	→	→	
中村 俊	代表取締役 取締役		→	→		
鶴澤 利雄	代表取締役 取締役				→	→
川口 智生	代表取締役 取締役			→	→	→
植田 徹也	取締役		→			
落合 洋仁	取締役		→	→		
岩尾 宏樹	取締役			→	→	→
福本 裕士	取締役					→
伍堂 英雄	監査役	→	→	→	→	
小坂 岑史	監査役				→	→

(6) 許認可の状況⁶

許可を受ける事業会社	取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	新規/更新
ドライ・イー株式会社	平成24年3月	特定建設業	東京都知事	建設業の種類 機械器具設置工事業 許可番号 (特-24)第138760号	平成24年7月30日 から 平成29年7月29日	新規
ドライ・イー株式会社	平成26年12月	一般建設業	東京都知事	建設業の種類 電気工事業 許可番号 (般-26)第138760号	平成26年12月3日 から 平成31年12月2日	新規
ドライ・イー株式会社	平成27年3月	特定建設業	東京都知事	建設業の種類 土木建設業、電気工事業、管工事業 許可番号 (特-26)第138760号	平成27年3月20日 から 平成32年3月19日	新規
ドライ・イー株式会社	平成29年7月	特定建設業	東京都知事	建設業の種類 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業 許可番号 (特-29)第138760号	平成29年7月30日 から 平成34年7月29日	追加
株式会社省電舎	平成30年3月	特定建設業	東京都知事	建設業の種類 建築工事業、大工工事業、差管工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業 許可番号 (特-30)第138760号	平成30年4月10日 から 平成35年4月9日	追加

⁶ ドライ・イー株式会社は、平成29年8月に株式会社省電舎へ社名変更している。

3 AK4の概要

(1) 会社概要

会社名	株式会社エールケンフォー
代表者の氏名	中村 健治
所在地	東京都港区六本木 7-15-10
設立	昭和 49 年 11 月 14 日
資本金	60 百万円
事業内容	再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務等

(2) 沿革

年月	概要
昭和 49 年 11 月	東京都港区に株式会社エールケンフォーを設立。
平成 25 年 12 月	エネルギー関連事業を主事業とする。
平成 28 年 10 月	株式会社エールの子会社となり、株式会社省電舎（現 株式会社省電舎ホールディングス）の関連会社となる。

(3) 業績推移

回次	第 40 期	第 41 期	第 42 期	第 43 期	第 44 期
会計期間	平成 25 年 8 月	平成 26 年 8 月	平成 27 年 8 月	平成 28 年 8 月	平成 29 年 8 月
売上高 (千円)	702	529,612	1,768,683	1,683,209	965,793
経常利益 (千円)	88	27,856	217,232	281,175	21,888
当期純利益 (千円)	18	21,478	131,096	262,567	△60,267
資本金 (千円)	10,000	60,000	60,000	60,000	60,000
発行済株式総数 (株)	270	3,040	3,040	3,040	3,040
純資産額 (千円)	△13,831	57,647	188,743	451,311	391,043
総資産額 (千円)	9,128	194,915	856,840	977,857	1,275,459

(4) 資本構成

大株主の状況	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月
1	中村 健治	中村 健治	中村 健治	中村 健治	株式会社エール
2	中村 浩子	中村 浩子	中村 浩子	中村 浩子	中村 健治

3	中村 美樹	中村 美樹	中村 美樹	中村 美樹	中村 浩子
4	—	—	—	—	中村 美樹

(5) 役員の変遷

氏名	役職	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
中村 健治	代表取締役 取締役	→				
中村 浩子	代表取締役 取締役	→	→			
中村 美樹	取締役	→				
奈良 洋	監査役	→				
田中 圭	監査役	→				

(6) 許認可の状況

許可を受ける 事業会社	取得 年月日	許認可名称	許可 内容	許可名称	所轄官庁	有効期限	備考
株式会社エール ケンフォー	平成 27 年 3 月 25 日	特定建設業	管工事業	特-26 第 143072 号	東京都知事	平成 27 年 3 月 25 日 ～平成 32 年 3 月 24 日	更新
株式会社エール ケンフォー	平成 28 年 3 月 10 日	特定建設業	電気工事業	特-27 第 143072 号	東京都知事	平成 28 年 3 月 10 日 ～平成 33 年 3 月 9 日	新規
株式会社エール ケンフォー	平成 29 年 5 月 15 日	特定建設業	建設業種類 全般	特-29 第 143072 号	東京都知事	平成 29 年 5 月 15 日 ～平成 34 年 5 月 14 日	新規

第3 不適切案件

1 概要

本件調査の結果、当社グループの過年度決算において、明らかに意図的な不正行為がなされている事象と、意図性までは認められないが適切とは認められない会計処理がなされている事象が確認された。また、意図的な不正行為については、2014年3月期及び2016年3月期に集中していることも特徴である。

なお、不適切な会計処理として当委員会が認定した案件について、各期における利益影響額を記載すると下表のとおりであるが、本件調査においても疑義が払拭できない案件が残っており、今後の当社による実態解明が期待されること、及びこれを通じて更に不適切と認定される案件が存在する可能性があることは付言しておく。

利益影響表 (項目欄は本章3以下の項目に対応している。)

(単位：千円)

項目	過年度	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
3-(2)				△ 36,395	36,395
3-(3)				△ 114,063	114,063
3-(4)				△ 52,048	52,048
3-(5)					△ 118,836
3-(6)					△ 20,000
3-(7)				△ 42,300	42,300
4-(1)			△ 29,374	29,374	
4-(2)			△ 16,981	16,981	
4-(3)		△ 22,210	22,210		
4-(4)		0			
5-(1)		△ 12,822	12,822		
5-(2)		△ 3,504	3,504		
5-(3)			0		
5-(4)			0		
5-(5)					0
6-(1)				△ 44,030	44,030
6-(2)	△ 2,698		2,698		
	△ 2,698	△ 38,536	△ 5,120	△ 242,480	149,999

2 当社グループにおける工事進行基準

(1) 工事進行基準の概要

当社グループにおける工事取引に関しては、企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」（以下「工事会計基準」という。）が適用されている。工事会計基準においては、対象となる工事契約の範囲について、仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うものと定められている（工事会計基準第 4 項）。

工事会計基準が適用される工事契約については、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。このうち、工事進行基準とは、工事収益総額、工事原価総額、及び決算日における工事進捗度を合理的に見積もり、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。

工事進行基準によった場合、工事施工中の決算期においては、工事の進捗度に応じた工事収益と工事原価を計上することとなる。工事進行基準を適用するに当たり、工事進捗度の計算に実務上、一般的に採用されている原価比例法による場合、工事進捗度及び当期の工事収益は以下の算式によって求めることができる。ここで、原価比例法とは、決算日における工事進捗度を見積もる方法のうち、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における進捗度とする方法（工事会計基準第 6 項（7））をいう。

$$\text{工事進捗度} = \frac{\text{決算日までに発生した工事原価}}{\text{(見積) 工事原価総額}}$$

$$\text{工事収益} = \text{工事収益総額} \times \text{工事進捗度}$$

また、工事進行基準の適用に際し、工事契約に関して成果の確実性が認められるためには、「① 工事収益総額」「② 工事原価総額」「③ 決算日における工事進捗度」の各要素について、信頼性をもって見積もることができなければならないとされている（工事会計基準第 9 項）。

① 工事収益総額の信頼性

信頼性をもって工事収益総額を見積もるためには、その前提として、最終的にその工事が完成することについての確実性が求められる。そのため、施工者には当該工事を完成させるに足りる十分な能力が求められ、完成を妨げる環境要因が存在しないことが必要とされる（工事会計基準第 10 項）。

また、工事契約において当該工事についての対価の定めがあることも、工事収益総額の信頼性を確保するために必要である。ここで「対価の定め」とは、当事者間で実質的に合意された対価の額に関する定め、対価の決済条件及び決済方法に関する定めをいう（工事会計基準第 11 項）。

② 工事原価総額の信頼性

工事原価総額は、工事契約に着手した後も様々な状況の変化により変動することが多いという特徴を有する。信頼性をもって工事原価総額の見積りを行うためには、こうした見積りが工事の各段階における工事原価の見積りの詳細な積み上げとして構成されている等、実際の原価発生と対比して適切に見積りの見直しができる状態となっていることが必要である。また、工事原価の事前の見積りと実績を対比することによって、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われる必要があり、この条件を満たすためには、当該工事契約に関する実行予算や工事原価等に関する管理体制の整備が不可欠である（工事会計基準第 50 項）。

③ 決算日における工事進捗度の信頼性

決算日における工事進捗度を見積もる方法として原価比例法を採用する場合には、工事原価総額の信頼性をもった見積りができれば、通常、決算日における工事進捗度も信頼性をもって見積もることができると考えられる（工事会計基準第 13 項）。

（2） 工事進行基準の適用のための内部統制

工事進行基準に関する会計処理は会計上の見積りの不確実性の要素を含んでおり、経営者や役職者等の誠実性や倫理観、特に、財務報告に対する考え方に大きく影響を受ける。「工事進行基準等の適用に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会実務指針第 91 号平成 27 年 4 月 30 日）において、留意すべき内部統制の整備・運用について言及されている。

（3） 当社グループにおける概要

ア 当社グループにおける工事進行基準適用範囲

当社グループにおける工事の態様を、工事進行基準の適用範囲との関係で検討したところ、①請負型と②開発型が存在する。

① 請負型

請負型の工事とは、発注先の保有する土地又は施設において、太陽光パネル等を設置する工事をいう。請負型の工事では、当社グループは、請負工事契約に基づき発注先の所有物に対して太陽光パネルの設置等の工事を行う。当社グループが太陽光パネル等の設備在

庫について在庫リスクを負っており、土地や当該土地において太陽光発電を行い固定価格買取制度（FIT）に基づき一定の価格にて売電する権利（以下「FITに係る権利」という。）は発注先が保有している。

② 開発型

開発型の工事とは、当社グループが土地や FIT に係る権利を取得・保有し、それらを利用して太陽光発電所を建設し、発電所を保有したい買主へ譲渡する工事をいう。当社グループは、太陽光発電所に係る設備在庫のみならず、当社グループが保有することになる土地や FIT に係る権利についても在庫リスクを負う。

このうち、開発型の工事については、そもそも工事会計基準が射程としている請負工事であるのかという点について疑義がある。その上で、仮に工事会計基準を適用するとしても、工事進行基準を適用することは、販売先が確定していないことから、成果の確実性の要素である工事収益総額の信頼性が満たされないため妥当ではない。

すなわち、当社グループが土地や FIT に係る権利を保有するような場合には、販売するまでの期間、それらに係る在庫リスクを負っており、発電所の買主が存在なくなると、一旦計上した収益の実現可能性が不安定な状態になる。仮に一旦工事進行基準により収益計上したとして、工事完成までの間に販売先が不存在となった場合には、それまでに計上されていた収益の取消しが必要となるであろう。これでは工事完成基準と比較した場合に収益の実現可能性について比較可能性が損なわれることとなる。

よって、当社グループにおける開発型の工事については、工事会計基準が適用される工事契約であるかにつきそもそも疑義がある上に、仮にこれが肯定されるとしても工事進行基準を適用するべきではなかった。具体的には、後記する「日光市高德案件」及び「岡山太陽光3案件」については、開発型の工事であり、工事進行基準により収益認識すべきではなかったと認められる。

イ 内部統制の状況

本件調査において認められた事象を、「工事進行基準等の適用に関する監査上の取扱い」第10項に照らして検討した結果、下記の不正事例に類似しており、予防的統制及び発見的統制が有効ではなかったため、不正リスクが顕在化してしまったと評価せざるを得ない。

- ・ 実現可能性の低い原価低減活動による原価低減を考慮した工事原価総額の不適切な見積り
- ・ 工事契約の管理者が故意に外注業者等又は会社内部の者と共謀し、発生した工事原価を異なる工事契約の工事原価とする等の原価の付替えを実施することによる工事原価の操作
- ・ 工事契約の管理者が故意に外注業者等又は会社内部の者と共謀し、発生した工事原

価を故意に計上しない又は架空原価を計上することによる工事原価の操作

進行基準を適用する際に重要な統制活動は実行予算であり、予防的統制としての実行予算策定、発見的統制としての実行予算分析が適切に行われることが必要不可欠である。

しかるに、当社グループの実行予算策定においては、

- ・土地等が原価とされており、見積工事原価の範囲が適切ではない。
- ・想定外の事態に備える予備費概念がなく、追加費用等を想定していない。
- ・実行予算のマニュアルやテンプレートが存在せず、検討項目の脱漏が発生しやすい。
- ・策定段階で批判的な複数の眼が入っておらず、内部牽制機能が働いていない。

また、実行予算分析においては、

- ・予算分析のための定期的な実行予算会議が開催されておらず、実行予算の見直し、予算外費用及び工事進捗度の把握が適時に行われていない。
- ・分析段階で批判的な複数の眼が入っておらず、内部牽制機能が働いていない。

という問題が検出されており、内部統制が有効に機能していなかった可能性が否定できない。

この状況を「工事進行基準等の適用に関する監査上の取り扱い」Ⅱ 3.内部統制の理解における項目に照らして検討したところ、下表の項目について十分ではなかったと思料される。

<p>全社的な内部統制</p> <ul style="list-style-type: none">・ 工事契約の実行予算の策定管理及び見積担当部署に関する経営組織・ 工事契約の実行予算の策定管理及び損益管理に関する規程類の整備状況・ 工事進行基準の適用に関する会計上の見積りに必要となる情報の収集・ 工事契約の実行予算の策定管理及び損益管理に対する工事契約所管部署等、取締役会、監査役等及び内部監査部門等のモニタリング状況
<p>業務プロセスに係る内部統制</p> <ul style="list-style-type: none">・ 受注登録（変更を含む。）に関する業務プロセス・ 実行予算の策定手続及び承認手続に関する業務プロセス・ 予算実績管理及び工事原価総額の見積りの見直しに関する業務プロセス・ 適切な工事原価総額の見積りが困難となる可能性のある契約に関する業務プロセス・ 原価比例法の基礎となる発生した工事原価に関する業務プロセス・ 関連のない他の工事契約に係る認識の単位との間の工事原価の振替及び付替えの防止に関する業務プロセス・ 原価比例法を用いた決算日における工事進捗度の算定に関する業務プロセス

当社グループは、請負型の工事であっても、上記の内部統制の状況より、工事進行基準を適用できる状況になかった可能性が否定できない。

ウ 土地取得費等の工事進捗度への反映

当社グループでは、工事進行基準の進捗度の見積りに際して原価比例法を採用している。

この工事進捗度を算定する際の原価において、日光市高德案件は FIT に係る権利の取得費、岡山太陽光 9 区画案件は FIT に係る権利及び土地の取得費、岡山太陽光 14 区画案件及び岡山太陽光 16 区画案件は土地の取得費を含めている。

しかし、土地や FIT に係る権利等は開発を行うに当たっての前提として取得すべきものであって、その取得自体が工事の進捗度に影響を与えるものではなく、工事を構成するものではない。仮にこの方法を採用すると、土地の取得のみが完了したに過ぎなくとも、工事進行基準の売上が計上できてしまうことになる。

また、工事の初期段階に取得し比較的多額になるため、これらの取得費を原価扱いにすると、工事の初期段階で工事原価が積み上がることとなり、工事進行基準による売上高が相対的に早期に計上されやすくなることが多い。

なお、請負型においては発注者が土地や FIT に係る権利を保有しているため、この問題は開発型において発生する問題である。

3 岡山案件

(1) 概要

岡山県津山市（以下、岡山県の記載は省略し、単に「津山市」と表記する。）の土地をめぐり、①開発型の工事である太陽光発電所設備に係る工事進行基準の適用及び同設備販売契約に伴う売上計上の不適切な維持に係る事案（以下「岡山太陽光 9 区画案件」という。）、開発型の工事である太陽光発電所設備に係る工事進行基準の適用及び工事進捗度を水増しした売上高の過大計上に係る事案（以下「岡山太陽光 14 区画案件」という。）、及び開発型の工事である太陽光発電所設備に係る工事進行基準の適用及び架空売上の計上に係る事案（以下「岡山太陽光 16 区画案件」という。なお、岡山太陽光 9 区画案件、岡山太陽光 16 区画案件、及び岡山太陽光 14 区画案件を総称して「岡山太陽光 3 案件」という。）、②これら岡山太陽光 3 案件に係る一部費用の原価付替等に係る事案（後記「津山バイオマス案件」）、③かかる原価付替に協力した会社を相手とする架空売上の計上（後記「A4 社媒介手数料案件」、及び「津山バイオマス土地 A1 社売却案件」）、並びに④岡山太陽光 9 区画案件に係る引当金の未計上に係る事案（後記「岡山 9 区画合意解除に基づく引当金の未計上」といった一連の不適切な会計処理が行われた（これら全てを総称して「岡山案件」という。）。

かかる岡山案件発生の端緒は次のとおりである。

すなわち、DE の取締役である e 氏は、2015 年 4 月頃に失注した大口案件の補填案件を模索していたところ、A1 社会長より、岡山太陽光プロジェクトなるプロジェクトの存在を

聞き、DEとして案件化へ動くことを決意し、案件を進めるべく、A1社との交渉を行っていたところ、2016年1月頃にA1社から提示された工事原価が、当初A1社から提示された工事原価よりも増えていたことを認識した。これにより、業績予想に織り込んでいた岡山太陽光3案件による利益確保が厳しくなったことから、DE取締役管理本部長であるk氏が、業績予想を達成できるよう、岡山太陽光3案件に係る原価の減額要請資料として「お願い原価シート」を作成し、同シートをe氏へ社内メール（2016年3月7日付）し、これを踏まえてe氏が、A1社会長に対して原価の減額要請を行った。

さらに2016年3月期末を越えてk氏は、A1社に対する減額要請に係る資料を作成し、「この原価にして頂ければ、営業利益が47百万円程度まで引き上げられる」旨の社内メール（2016年4月1日付）をe氏へ送信した。また、2016年4月1日付でe氏からA1社会長に対して、同資料に基づいた減額請求依頼を行っている。

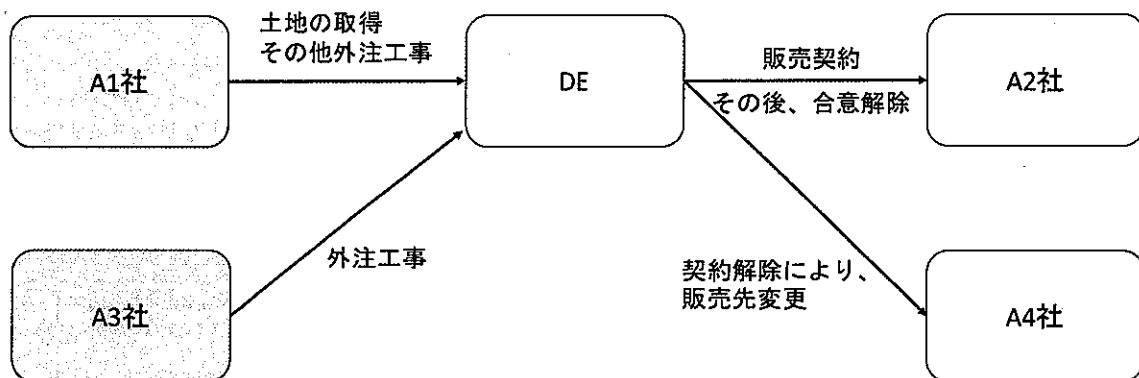
加えて、k氏からA1社代表取締役へのメール（2016年4月19日付）によると、k氏が、アスカ監査法人からA1社に送付された残高確認書の回答金額につき、回答に当たっての修正をA1社に依頼している事実が確認された。

（２）岡山太陽光9区画案件

ア 概要

2016年1月に締結されたDEとA2社との間の太陽光発電所設備販売契約（9区画の土地の売買を含む。以下「9区画販売契約」という。）に関し、開発型であるにもかかわらず工事進行基準を適用し、かつ期末を越えて買主が変更になっているが、売上の取消しを行っていない事案。

イ 取引関係図



ウ 認定事実

2015年10月、DEは、A1社等より、津山市所在の1083番から1099番までの土地の内、10筆の土地（地積：合計5,512㎡）を合計25,807千円（うち9区画に関する部分は24,129

千円)、及び FIT に係る権利(「岡山 C!PECT 太陽光権利」なる名称)を 6,750 千円で購入した。

上記の土地売買等に伴い、k 氏は、DE 経理担当者に指示し、A1 社等からの土地及び FIT に係る権利の購入、その他の経費 30,979 千円について、未成工事支出金に計上した。

2016 年 1 月 7 日、DE は、上記購入した土地及び権利につき、A2 社との間で、下記のとおり、9 区画販売契約を締結した。

【契約条件の概要】

○ 売主：DE、買主：A2 社

○ 売買代金

・総額 226,420 千円(消費税等含む)

内訳 土地 25,000 千円

太陽光発電所 186,500 千円(消費税等 14,920 千円)

○ 土地概要

・所在：津山市

・地積：5,512 m²

○ 履行事項

・2016 年 3 月 26 日までに発電所の系統連系を完了し、太陽光発電所の名義を買主名義にて登記手続を完了し引き渡す。

○ 特約条項

・売主の責に帰する事由により、太陽光発電所の系統連系完了が 2016 年 3 月 26 日以降となった場合、本契約を解除することに合意する。

・売主は、本契約が解除になった場合、買主に対し売買代金の 20%の違約金を支払う。

また、2016 年 2 月に、k 氏の指示により DE 経理担当者は、下請工事を発注した A3 社に対する外注費及びその他経費 34,961 千円について、未成工事支出金に計上した。

さらに、2016 年 3 月に、k 氏の指示により DE 経理担当者は、下請工事を発注した A1 社に対する外注費、その他仕入及び経費 77,506 千円について、未成工事支出金に計上した。

2016 年 3 月 24 日に、太陽光発電所の系統連系が完了し、2016 年 3 月 28 日に DE は、工事完了に伴い、A2 社と「工事完了引渡書」を交わした。なお、「工事完了引渡書」に担当者印はなく、k 氏の供述によっても、「工事完了引渡書」の DE の交付者は特定できなかった。

系統連系は完了したものの、電気工事の不備による出力不足及び隣接道路の修復工事の必要性を A2 社に指摘されたことから、DE と A2 社が協議した結果、2016 年 3 月 31 日、DE と A2 社との間において、9 区画販売契約の売買代金につき、26,420 千円減額した 200,000 千円(税込)とする旨の覚書が締結された。

2016 年 3 月期決算において、k 氏の指示により DE 経理担当者は、工事進行基準に基づ

き、工事進捗度 96.2%（土地及び FIT に係る権利の取得費を含めて計算）として、売上高及び売上原価について、以下のとおり会計処理を行った。

（借方）		（貸方）	
売掛金	179,842 千円	売上高	179,842 千円
売上原価	143,447 千円	未成工事支出金	143,447 千円

2016 年 3 月期の決算期末日後の 2016 年 4 月 12 日、DE と A2 社は、下記のとおり、9 区画販売契約に関して「契約解除に関する覚書」を締結した。

【覚書の概要】

- 9 区画販売契約を 2016 年 4 月 15 日付で解除することに合意する。
- DE は受領済みの金員及び違約金等総額 184,861 千円を A2 社に支払う。
 - 内訳 受領済みの金員 140,000 千円
 - 解除に係る違約金 42,300 千円
 - 登記費用等の経費等 2,561 千円

その後、2016 年 4 月 30 日、DE と A4 社は、下記のとおり、9 区画に係る太陽光施設販売契約を締結した。

【契約条件の概要】

- 売主：DE、買主：A4 社
- 売買代金
 - ・総額 231,285 千円（消費税等含む）
 - 内訳 土地 24,930 千円
 - 太陽光発電所 191,070 千円（消費税等 15,285 千円）
- 土地概要
 - ・所在：津山市
 - ・地積：5,512 m²
- 契約の解除、決済条件の変更
 - ・本契約は、金融機関による融資を利用することが条件となっており、万一融資が不可能な場合、本契約を解除する。また、9 区画全てについての融資が満額不可能な場合、協議・合意の上、契約区画数の変更ができる。

DE と A2 社との間で A2 社に対する違約金及びその他 A2 社の登記費用等の補填について協議した結果、2016 年 4 月、DE は、A2 社に対し、違約金及びその他の補填として合計

44,861千円を支払った。そして、k氏の指示によりDE 経理担当者は、当該支払について、未成工事支出金に計上した。

2016年5月、k氏の指示によりDE 経理担当者は、A1社に対する外注費5,647千円について、未成工事支出金に計上した。また、2016年6月23日、DE は、A4社に対して工事完了報告書（作成日付2016年6月23日）を提出した。また、A4社はDE に対して工事検収書（作成日付は空欄）を提出した。なお、工事検収書に担当者印はなく、k氏の供述によっても、「工事検収書」のDE の交付者は特定できなかった。

2017年3月期第1四半期決算において、k氏はDE 経理担当者に指示して、工事の完成に伴い、売上高及び売上原価について、以下のとおり会計処理を行った。なお、未成工事支出金に計上していた契約違約金等41,690千円については、売上原価ではなく、販売費及び一般管理費で計上された。

(借方)		(貸方)	
売掛金	36,157千円	売上高	36,157千円
売上原価	6,617千円	未成工事支出金	48,308千円
販管費	41,690千円		

岡山太陽光9区画に係る損益の推移

(単位：千円)

	2016/3 第4四半期	2017/3 第1四半期	合計
売上高	179,842	36,157	216,000
売上原価	143,447	6,617	150,064
売上総利益	36,395	29,540	65,935
販売費及び一般管理費	—	41,690	41,690
営業利益	36,395	△12,150	24,245

エ 問題点

(ア) 開発型の工事であるにもかかわらず工事進行基準を適用していること

本件は、DE が、A1社から太陽光発電所用地たる土地等を取得し、太陽光発電所を建設した上で、買主へ販売する取引であり、当該土地等について在庫リスクがある開発型であると評価される。よって、工事進行基準を適用することが適切な案件ではなかった。

(イ) 販売契約解除による修正後発事象を考慮せず、売上計上を維持していること

DE は、2016年3月期末時点において、2016年1月7日付けのA2社との9区画販売契約に基づき、工事進行基準を適用し、売上高179,842千円、売上原価143,447千円（売

上総利益 36,395 千円) を計上している。

一方で、2016 年 3 月期決算直後の 2016 年 4 月 12 日には、9 区画販売契約解除という修正後発事象⁷の事由が発生しており、売上計上を取り消すべきであったが、A2 社を相手方とする売上計上を維持した。

前記のとおり、工事進行基準を適用するためには、信頼性をもって工事収益総額を見積もることが必要であるところ、2016 年 4 月 7 日の風雨で顕在化した相手方が納得する水準で工事が完成していないことを原因として A1 社との 9 区画販売契約が解除されている以上、「当事者間で実質的に合意された対価の額に関する定め」(工事会計基準 11 項)がないと考えられる。かように重要な修正後発事象が発生したことを踏まえると、岡山太陽光 9 区画につき、2016 年 3 月期において売上計上を維持することについてはこの観点からも妥当ではない。

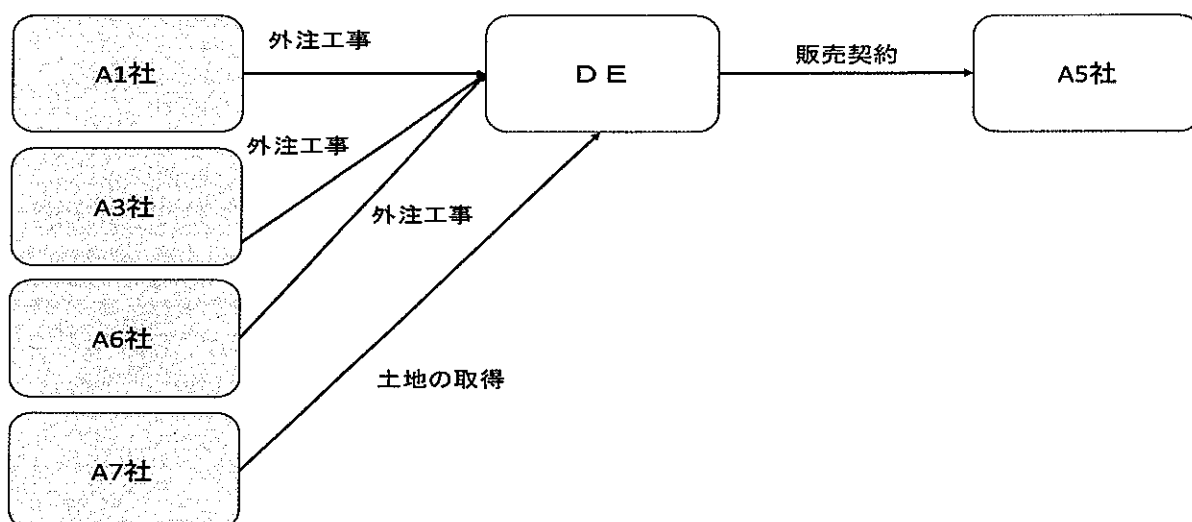
なお、岡山太陽光 9 区画につき、DE は 2016 年 4 月 30 日に A4 社と売買契約を締結しているが、A2 社と A4 社はグループ会社関係になく、当該売買契約は A2 社との売買契約とは別の売買契約と評価される。

(3) 岡山太陽光 14 区画案件

ア 概要

2016 年 2 月に DE が A5 社との間で締結した太陽光発電所設備契約 (14 区画の土地を含む。以下「14 区画販売契約」という。) に関し、当該契約に基づく工事につき開発型であるにもかかわらず工事進行基準を適用し、かつ、2016 年 3 月末時点における工事進捗度を 70% 程度から 95.8% に水増しした事案。

イ 取引関係図



⁷ 決算日後に発生した会計事象のうち、その実質的な原因が決算日現在において既に存在しており、財務諸表の修正を行う必要がある会計事象。

ウ 認定事実

2016年2月18日、DEとA5社は、以下のとおり、14区画販売契約を締結した。

【契約条件の概要】

○ 売主：DE、買主：A5社

○ 売買代金

・総額 371,840千円（消費税含む）

内訳 土地 77,000千円

発電所 273,000千円（消費税等21,840千円）

○ 土地概要

・所在：津山市

・地積：合計10,890.47㎡

○ 履行事項

・2016年7月31日までに太陽光発電所を完成させ系統連系を完了するものとする。

・土地については、契約時一時金受領時に土地の所有権を引き渡すものとする。

また、DEは、取得した岡山太陽光14区画案件のFITに係る権利を、DEに対する譲渡金額のないものと仮装して譲り受けた。

これは、「岡山太陽光14区画案件の原価にFITに係る権利の購入代金を含めると2016年3月期の利益を圧迫するため、今後の別案件に付替えてほしい」旨のDE取締役管理本部長であるk氏からA1社会長への協力要請メール（2016年4月19日付）を受けて実行された、意図的な原価付替である。

2016年3月、k氏の指示によりDE経理担当者は、A3社、A1社及びA6社に対する外注費、その他仕入及び経費185,428千円について、未成工事支出金に計上した。

2016年3月、DEは、A7社から、下記のとおり津山市所在の太陽光発電用地（地籍：合計10,890.47㎡）を35,648千円で購入し、k氏の指示によりDE経理担当者は未成工事支出金を計上した。

2016年3月期の期末決算の際、DE取締役e氏は、本来工事物品等の実際の工事投入時点において工事原価を計上する方法を採用すべきところを、仕入時点において工事原価を計上する方法を採用した。これにより、算出された工事進捗度は95.8%（土地の取得費を含めて計算）となった。かかる工事進捗度に基づき、k氏は、DE経理担当者に指示し、売上高、売上原価について、以下のとおり会計処理を行った。

(借方)	(貸方)
------	------

売掛金	335,140 千円	売上高	335,140 千円
売上原価	221,077 千円	未成工事支出金	221,077 千円

2017年3月期第1四半期決算の際、k氏は、DE 経理担当者に指示し、A1社に対する外注費及びその他の経費 10,415 千円について、未成工事支出金に計上し、工事の完成に伴い、売上高及び売上原価について、以下のとおり会計処理を行った。

(借方)		(貸方)	
売掛金	14,859 千円	売上高	14,859 千円
売上原価	10,415 千円	未成工事支出金	10,415 千円

2016年7月31日、DE は、A5社に対して工事完了報告書(作成日付 2016年7月31日)を提出した。なお、「工事完了報告書」には担当者印はなく、k氏の供述によっても、「工事完了報告書」の DE の交付者は特定できなかった。

2016年8月1日に太陽光発電所の系統連系が完了し、2016年9月20日に、A5社の担当者はk氏に対して工事検収書(作成日付は 2016年9月20日)を提出した。

岡山太陽光 14 区画に係る損益の推移

(単位：千円)

	2016/3 第4四半期	2017/3 第2四半期	合計
売上高	335,140	14,859	350,000
売上原価	221,077	10,415	231,492
売上総利益	114,063	4,443	118,507

エ 問題点

(ア) 開発型の工事であるにもかかわらず工事進行基準を適用していること

本件は、DE が、A7社から土地を取得し、太陽光発電所を建設した上で、買主へ販売する取引であり、土地について在庫リスクがある開発型であると評価される。よって、工事進行基準を適用することが適切な案件ではなかった。

(イ) 工事進捗度を水増ししていること

DE では、2016年3月期において、岡山太陽光 14 区画について、工事進捗度を 95.8%として売上高 335,140 千円・売上原価 221,077 千円(売上総利益 114,063 千円)を計上している。

DE が工事進行基準の適用に当たり利用した工事進捗度 95.8%は、工事物品等の実際の

使用時点ではなく、工事物品等の仕入段階で工事原価として処理した場合の工事進捗度であり、工事实態を適切に示した工事進捗度ではない。また、DE 取締役である e 氏及び A1 社会長は、いずれも、2016 年 3 月末時点での実際の工事進捗度は概ね 70.0%であって、DE が工事進行基準の適用に当たり利用した工事進捗度 95.8%とは乖離があった旨供述している。すなわち、計算上の進捗度と、実際の進捗度には著しい差異があったことが認められる。

かかる工事進捗度の水増しの動機について、e 氏は、2016 年 2 月に実施した 2016 年 3 月期着地利益シミュレーションで、岡山太陽光 14 区画の 2016 年 3 月期末の工事進捗度 95%を予定していたことから、2 月策定の着地利益を維持するために、同水準による工事進捗度とした旨供述しており、かかる着地利益の維持のために当該工事進捗度の水増しを実行したものと認められる。

また、A1 社会長は、e 氏へ工事進捗度 70.0%とする工事工程表を提示したが、e 氏から売上協力要請があり、工事進捗度を 95.8%に水増しした工事工程表・工事進捗状況確認書（DE 作成）を渡されたことから、これに署名押印し、DE に提出した旨供述しており、上記 e 氏の供述内容と合致する。

上記状況から、当委員会としては、2016 年 3 月期において、工事進捗度を水増しすることによる売上高の過大計上が行われていたと認める。

なお、この影響は下表のとおりであり、2016 年 3 月期において利益が 29,061 千円水増しされた。

(単位：千円)

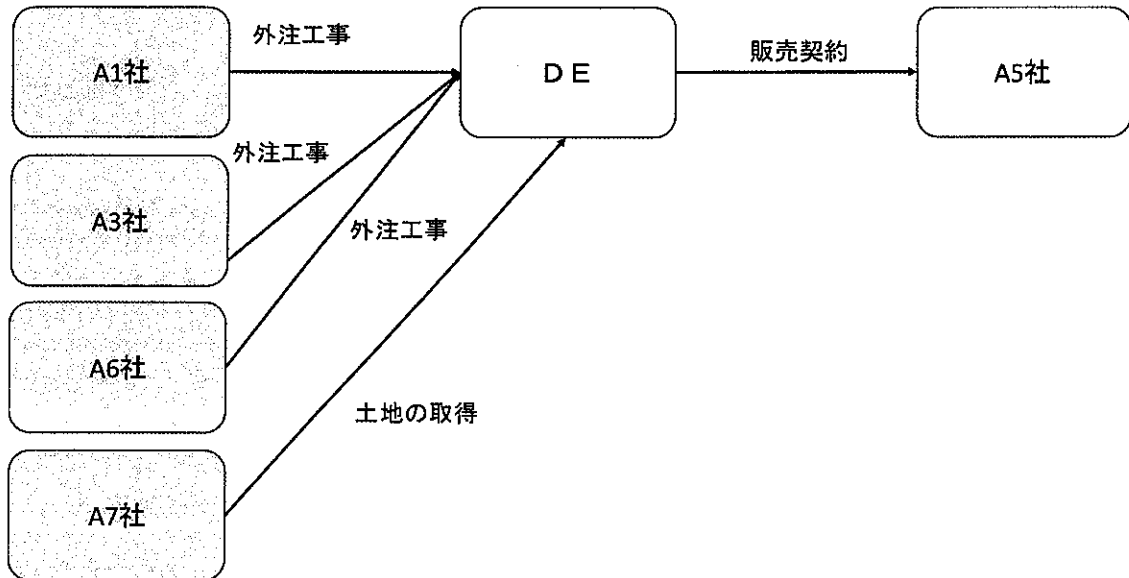
	会社計上額である進捗度 95.8%とした場合	供述に基づく進捗度 70%とした場合	差額
売上高	335,140	245,000	90,140
売上原価	221,077	159,998	61,079
売上総利益	114,063	85,001	29,061

(4) 岡山太陽光 16 区画案件

ア 概要

2016 年 2 月に締結された DE と A8 社との間の太陽光発電所設備販売契約（16 区画の土地を含む。以下「16 区画販売契約」という。）に関し、当該契約に基づく工事につき開発型であるにもかかわらず工事進行基準を適用し、かつ、実際には A8 社に対して太陽光発電所を販売する意思がないのに、A8 社との間で当該販売契約を締結した事案。

イ 取引関係図



ウ 認定事実

2016年1月、DE取締役管理本部長であるk氏は、DE経理担当者に指示し、A1社に対する外注費10,000千円について、未成工事支出金に計上した。

2016年2月、DEは、A7社から、以下のとおり、津山市所在の太陽光発電用地（地積：合計9,767.00㎡）を46,192千円で購入し、k氏は、DE経理担当者に指示し、これを未成工事支出金に計上した。

2016年3月15日、DEは、金融機関から紹介を受けた会社と岡山太陽光16区画における太陽光発電設備の販売に向けての交渉を行っていたが、不調に終わった。

その後、DEは、A8社との間で16区画販売契約を締結した（なお、当該契約書上、契約締結日は2016年3月15日とされているが、実際には上記会社との契約交渉が不調に終わった後にA8社との折衝が開始されている。）。

16区画販売契約の契約条件の概要は以下のとおりであるが、通常規定されるべき履行時期（系統連系日・引渡日）についての記載がなされていないこと、また9区画販売契約及び14区画販売契約においては契約時金（契約時に支払うべき金銭の意と解される。）につき当該契約成立時が支払日とされていたものであるのに対し、16区画販売契約においては契約締結日を含む月の翌々月末日（2016年5月末の意と解される。）が支払期限とされていることなど非通例的というべき契約条件が規定された契約であった。

【契約条件の概要】

○ 売買代金

- ・総額 428,500千円（消費税含む）

内訳 土地 43,746 千円
発電所 356,253 千円(消費税等 28,500 千円)

かかる 16 区画販売契約につき、A8 社代表取締役であった A1 社会長及び DE 取締役である e 氏は、A8 社は当初より購入の意思はなく、架空の販売契約であった旨供述しているところ、当該供述内容が合致している事実を踏まえると、16 区画販売契約は架空の売買契約と認められる。

2016 年 3 月、k 氏は、DE 経理担当者に指示し、A1 社及び A3 社に対する外注費 67,119 千円について、未成工事支出金に計上した。

また、2016 年 3 月期決算に際し、k 氏は、DE 経理担当者に指示し、工事進行基準に基づき、売上高及び売上原価について、以下のとおり会計処理を行った。

(借方)		(貸方)	
売掛金	175,360 千円	売上高	175,360 千円
売上原価	123,312 千円	未成工事支出金	123,312 千円

2016 年 5 月 2 日、DE と A8 社は、16 区画販売契約の解除について、下記のとおり覚書を締結したが、上記のとおりそもそも当該契約は、当初から仮装のものであって無効であるところ、2016 年 6 月 29 日付 k 氏及び e 氏のメールにおいても、アスカ監査法人より覚書がないことの指摘を受けて急遽作成したものであることが認められ、この点からも当該覚書の存在をもって、16 区画販売契約が有効に成立していたものとは認められない。

【覚書の概要】

- ・ 16 区画販売契約を 2016 年 5 月 2 日付で合意により解除すること
- ・ DE が A8 社より受領した売買代金がないこと
- ・ 本覚書をもって 16 区画販売契約解除による精算を完了し、他に債権債務のないこと

上記覚書を締結した同日の 2016 年 5 月 2 日、DE は、A9 社との間で、以下のとおり、16 区画に関する太陽光発電所設備売買契約及び上記太陽光発電設備用地につき、43,746 千円で売却する旨の契約を締結した。なお、A9 社は金融機関からの紹介であり、A1 社会長とは面識のない会社である。

【契約条件の概要】

- 売主：DE、買主：A9 社
- 売買代金
 - ・ 太陽光発電所 336,920 千円（消費税は別）

また、DE は、取得した岡山太陽光 16 区画案件の FIT に係る権利を、DE に対する譲渡金額のないものと仮装して譲り受けた。

これは、「岡山太陽光 16 区画案件の原価に FIT に係る権利の購入代金を含めると 2016 年 3 月期の利益を圧迫するため、今後の別案件に付け替えてほしい」旨の k 氏から A1 社会長への協力要請メール（2016 年 4 月 19 日付）を受けて実行された、意図的な原価付替である。

2016 年 6 月、k 氏は、DE 経理担当者に指示し、A1 社に対する外注費及びその他経費 83,654 千円について、未成工事支出金に計上し、工事進行基準に基づき、売上高及び売上原価について、以下のとおり会計処理を行った。

(借方)		(貸方)	
売掛金	106,830 千円	売上高	106,830 千円
売上原価	83,654 千円	未成工事支出金	83,654 千円

さらに、2016 年 7 月、k 氏は、DE 経理担当者に指示し、A1 社に対する外注費及びその他経費 71,679 千円について、未成工事支出金に計上した。

2016 年 8 月 7 日、太陽光発電所の系統連系が完了し、2016 年 8 月 10 日、DE は、A9 社に対して工事完了報告書（作成日付 2016 年 8 月 10 日）を提出した。なお、「工事完了報告書」に担当者印はなく、k 氏の供述によっても、「工事完了報告書」の DE の交付者は特定できなかった。

2016 年 8 月、k 氏は、DE 経理担当者に指示し、工事の完成に伴い、売上高及び売上原価について、以下のとおり会計処理を行った。

(借方)		(貸方)	
売掛金	98,475 千円	売上高	98,475 千円
売上原価	71,679 千円	未成工事支出金	71,679 千円

2016 年 10 月 27 日、A9 社は、DE に対して工事検収書（作成日付は 2016 年 10 月 27 日）を提出した。

岡山太陽光 16 区画に係る損益の推移

(単位：千円)

	2016/3 第 4 四半期	2017/3 第 1 四半期	2017/3 第 2 四半期	合計
売上高	175,360	106,830	98,475	380,666
売上原価	123,312	83,654	71,679	278,647
売上総利益	52,048	23,175	26,795	102,019

エ 問題点

(ア) 開発型の工事であるにもかかわらず工事進行基準を適用していること

本件は、DE が、A7 社から土地を取得し、太陽光発電所を建設した上で、買主へ販売する取引であり、土地について在庫リスクがある開発型であると評価される。

よって、工事進行基準を適用することは不適切である。

(イ) 架空の販売契約を締結し、売上計上していること

DE は、2016 年 3 月期において、2016 年 3 月 15 日に締結された A8 社との 16 区画販売契約の存在を前提に、工事進行基準により売上高 175,360 千円、売上原価 123,312 千円（売上総利益 52,048 千円）を計上している。

しかし、上記のとおり、16 区画販売契約は架空契約であると認められる。

したがって、2016 年 3 月期末時点において、売上計上の前提となる有効な販売契約は存在せず、2016 年 3 月期に計上された売上高 175,360 千円は架空売上であったと認められる。

(5) 津山バイオマス案件

ア 概要

岡山太陽光 3 案件の費用の一部（118,836 千円）と、DE が津山市所在の土地においてバイオマスプラントを開発、建設し、売却を計画していたプロジェクト（以下「津山バイオマス案件」という。）の実際の費用の一部（35,764 千円）を合わせた 154,601 千円について、簿外費用（以下、(5)において「本件簿外費用」という。）とした上、当該岡山太陽光 3 案件の費用の一部につき、津山バイオマス案件に係る工事原価として原価付替を行い、その費用の名目で A10 社に対して架空の発注を行って当該契約にかかる金額（118,260 千円）を送金し、その後 A10 社から A1 社へ支払われた当該金額が、本件簿外費用に係る債務に充当された事案。

イ 認定事実

(ア) 取引推移

2015 年 11 月 30 日、DE と A11 社は、下記のとおり、津山バイオマス案件用地の土地売買契約を締結し、当該土地の購入代金 89,170 千円について、DE 取締役管理本部長である k 氏の指示により DE 経理担当者は未成工事支出金に計上した。

【契約条件の概要】

- 売主：A11 社、買主：DE
- 売買代金

・総額 89,170 千円

Ø 土地概要

・所在：津山市

・地積：11,337.00 m²

2015 年 12 月 10 日、DE と A7 社は、下記のとおり、津山バイオマス用地の土地売買契約を締結し、土地の購入代金 150,000 千円について、k 氏の指示により DE 経理担当者は未成工事支出金に計上した。

【契約条件の概要】

Ø 売主：A7 社、買主：DE

Ø 売買代金

・総額 150,000 千円

Ø 土地概要

・所在：津山市

・地積：合計 17,831.68 m²

2016 年 9 月 21 日、DE は、下記のとおり、岡山太陽光 3 案件の原価の一部 10,260 千円を、岡山太陽光 3 案件とは異なる架空の支払名目により A10 社へ支払った。

その後、当該資金は、A1 社へ還流され、DE の A1 社に対する本件簿外費用に係る債務に充当された。

【取引の概要】

Ø 請求金額

・総額 10,260 千円（消費税含む）

Ø 支払名目

・津山カントリー

大田地区造成工事

上記の取引について、k 氏の指示により DE 経理担当者は、前渡金 10,260 千円を計上した。

また、同様の手法で、2016 年 10 月 24 日、DE は、下記のとおり、岡山太陽光 3 案件に係る原価の一部 32,400 千円を、岡山太陽光 3 案件とは異なる架空の支払名目により、A10 社へ支払った。

その後、当該資金は、A1 社へ還流され、DE の A1 社に対する本件簿外費用に係る債務に充当された。

【取引の概要】

○ 請求金額

- ・総額 32,400 千円（消費税含む）

○ 支払名目

- ・津山カントリー跡地
大田地区造成準備工事

上記の取引について、k 氏の指示により DE 経理担当者は、前渡金 32,400 千円を計上した。

2017 年 3 月 29 日、DE は、下記のとおり、岡山太陽光 3 案件に係る原価の一部 75,600 千円を、岡山太陽光 3 案件とは異なる架空の支払名目により、A10 社へ支払った。

【取引の概要】

○ 請求金額

- ・総額 75,600 千円（消費税含む）

○ 支払名目

- ・エネルギー街区 1 期工事 契約金

上記の取引について、k 氏の指示により DE 経理担当者は、以下のとおり会計処理を行った。

(借方)		(貸方)	
前渡金	75,600 千円	現金預金	75,600 千円

その後、当該資金は、A1 社へ還流され、DE の A1 社に対する本件簿外費用に係る債務に充当された。

当該充当の方法は、上記 75,600 千円のうち 70,000 千円は DE 及び A1 社間の以下記載の相殺合意による手法によるものであった。

【相殺合意の手法】

2016 年 12 月 10 日、DE と A1 社は、下記のとおり、DE が保有する津山バイオマス用地の一部を A1 社に売却する旨の「土地売買契約書」を締結した。

この土地売買契約は、本件簿外費用の一部である 70,000 千円を精算するために締結されたものである。すなわち、DE は架空の支払名目で DE から A10 社へ支出し、A10 社が A1 社へ送金した資金をもって、当該土地の売買代金として A1 社に決済させることで、本件簿外費用に係る債務に充当した。

【取引の概要】

① 売買代金

- ・総額 70,000 千円

② 土地概要

- ・所在：津山市
- ・地積：11,337.00 m²

③ その他

- ・一旦売買物件の土地公簿面積 11,337 m²を全て、A1 社に移転登記し、分筆登記完了後譲渡対象約 8,900 m²の土地以外の残地 1,990 m²を DE に返還する。

上記の取引について、k 氏の指示により DE 経理担当者は、以下のとおり会計処理を行った。

(借方)		(貸方)	
現金預金	70,000 千円	売上高	70,000 千円
売上原価	70,000 千円	未成工事支出金	70,000 千円

(イ) 原価付替に至った経緯

2016 年 4 月頃、DE は、資金繰りが厳しいことを理由に本件簿外費用に係る債務の支払を猶予してもらいたい旨の要請を、再三にわたり A1 社に対して行っていた。例えば、2016 年 4 月 20 日には、k 氏は、A1 社会長に対し、メールで、FIT に係る権利の権利譲渡契約の譲渡金額をゼロであるかのように仮装して、別の取引の際に当該金額分を上乗せして払う旨の提案が行っている。

A1 社会長の供述によると、2016 年 7 月頃、k 氏から、岡山太陽光 3 案件の費用を、岡山太陽光 3 案件とは異なる架空の支払名目により、処理してほしい旨の要請があり、A1 社会長はこれを受諾した。これを受け、A1 社は、A1 社の協力会社である A10 社の経理担当者に対して、請求書に記載する具体的な架空の工事名目を指示し、DE に対して請求書を発行させた。

(ウ) 金銭弁済

DE は、岡山太陽光 9 区画及び 14 区画の原価のうち、48,260 千円を、架空の工事名目の着手金等として A10 社へ支払い、A10 社は A1 社に対して当該金銭を送金し、もって A1 社は、本件簿外費用に係る債務に充当した。なお、DE から A10 社に対する支払いについては、着手金等名目の支払いであったことから前渡金として計上された。

(エ) DEの負担する簿外費用の支払に係る債務とDEのA1社に対する土地代金支払に係る債権との合意相殺

DEは、本件簿外費用を精算するため、津山バイオマス用地としてA7社から購入した津山市の土地の一部をA1社へ売却し、その売買代金債権と本件簿外費用に係る債権を相殺することをA1社会長に提案した。

A1社会長は、DEに対して、かかる便宜を図ることにより、津山バイオマス案件が進捗することを期待し、この提案に応じた。

この結果、(ウ)と同様に、A1社会長は、A10社をして、架空の工事名目によるDEに対する請求書(2017年3月25日付)を発行させ、この請求書に基づきDEがA10社に対し支払いをなし、当該支払いを受けた金銭につきA10社は、A1社へ送金し、A1社は、当該資金をもって、本件土地の代金を支払った。

以上の一連の取引行為は、当事者(DE及びA1社)も合意しているとおおり、DEの負担する本件簿外費用の支払に係る債務とA1社の負担する本件土地代金支払に係る債権との合意相殺である。

なお、DEからA10社に対する支払いについては、契約金等名目の支払いであったことから、前渡金として計上された。

ウ 問題点

(ア) 簿外費用の存在

DEは、岡山太陽光3案件の費用の一部であった本件簿外費用につき、津山バイオマス案件等の案件に原価付替を実施した。

簿外費用		支払金額	
案件	金額	支払状況	金額
(費用)			
岡山太陽光9区画	40,226千円	債務充当額	48,260千円
岡山太陽光14区画	27,520千円	合意相殺額	70,000千円
岡山太陽光16区画	18,447千円	残簿外債務額	36,341千円
岡山太陽光14・16区画案件共通	20,320千円		
岡山太陽光3案件共通	12,322千円		
2017年3月期 合計	118,836千円		
(未成工事支出金)			
津山バイオマス	35,764千円		
2017年3月期	9,564千円		
2018年3月期	26,200千円		
総計	154,601千円	総計	154,601千円

簿外費用の合計額は 154,601 千円である。そのうち、48,260 千円は A10 社を介して金銭弁済がなされており、70,000 千円は津山市所在の津山バイオマス用地土地をもって合意相殺がなされている。そのため、本件簿外費用の残額は 36,341 千円であり、当該金額が現在も簿外負債である。

これにより、2017 年 3 月期において、岡山太陽光 3 案件における売上原価が 118,836 千円過少計上であった。また、津山バイオマス案件における未成工事支出金が、2017 年 3 月期に 9,564 千円、2018 年 3 月期に 26,200 千円、過少計上であった。

(イ) 未精算簿外費用

A1 社長の供述によれば、2018 年 7 月 5 日現在、下記の費用が、未精算の状態とのものである。

案件	項目	金額
岡山太陽光 9 区画	売電メーター取付代金 (896 千円) 入金差額 (3,094 千円)	3,990 千円
岡山太陽光 16 区画	分筆登記代金 (6,500 千円) 入金差額 (△418 千円)	6,081 千円
津山バイオマス	土地調査費 (3,240 千円) 分筆登記代金 (1,360 千円) 造成工事関係 (21,600 千円) 入金差額 (68 千円)	26,268 千円
	合計	36,341 千円

(ウ) A10 社に対する前渡金

上記ウのとおり、DE は、岡山太陽光 3 案件の費用の一部について、津山バイオマス案件の案件に原価付替を実施しており、その付替額 118,260 千円は、DE の貸借対照表上、A10 社宛の前渡金として計上されている。

これら前渡金で精算された簿外費用 118,260 千円は、各案件の中で費用化されるべきものであった。

A10 社への前渡金の内訳

支払日	金額
2016 年 9 月 21 日	10,260 千円
2016 年 10 月 24 日	32,400 千円
2017 年 3 月 29 日	75,600 千円
合計	118,260 千円

(エ) 架空売上

DEのA1社に対する本件土地売却については、DEにおいて70,000千円の売上取引とし、同額を売上計上しているが、上記の理由から、架空取引であって、売上計上は認められない。

(6) A4社媒介手数料案件

ア 概要

「津山市低圧太陽光発電所（8区画）」なる案件に関し、DEがA1社に対してA4社を媒介した手数料の名目で、A1社に対する架空売上20,000千円を計上した事案。

イ 認定事実

2017年3月1日、DEとA1社は、津山市低圧太陽光発電所（8区画）に係るA4社のA1社への媒介として、下記のとおり、「取引媒介に関する覚書」なる契約を締結し、媒介手数料20,000千円について、DE取締役管理本部長であるk氏はDE経理担当者に指示し、これを売上高に計上した。

【契約条件の概要】

○ 媒介手数料

- ・総額 21,600千円（消費税含む）
- ・案件名；津山市低圧太陽光発電所（8区画）
- ・単価；2,500千円（消費税除く）、数量；8区画

○ 支払条件

- ・総額について、2017年5月末日まで

2017年10月31日、DEは、A1社から津山市低圧太陽光発電所（8区画）の媒介手数料として、21,600千円（税込）の入金を受けた。

この点、2017年11月2日、DEは、津山バイオマス案件名目と思われる工事費用としてA10社に対して21,600千円を支払った。

その後、当該資金は、A1社へ還流されている。

【取引の概要】

○ 支払金額

- ・総額 21,600千円（消費税含む）

○ 支払名目

- ・津山バイオマス宅地造成工事

許認可申請負担分、圧送ポンプ設置工事

2017年1月から2月頃、DE取締役であるe氏、k氏及びA1社会長らにおいて、「津山市低圧太陽光発電所（8区画）」なる案件に関してDEがA4社のために媒介行為を行うという架空の取引を作出してDEにおける売上を計上することを企図し、当該企図に基づき、これを実行した。

k氏及びe氏並びにA1社会長のいずれも、当該媒介手数料との名目は架空であり、実態のない取引であると認識している旨、同趣旨の供述をしている。

ウ 問題点

以上の架空取引により、2017年3月期において、売上高が過大計上となった一方で、2018年3月期において、津山バイオマス案件における未成工事支出金が過大計上となった。

（7） 岡山9区画案件合意解除に基づく引当金の未計上

ア 概要

2016年3月期において、A2社への岡山太陽光9区画案件に係る違約金42,300千円に対して、引当金を計上すべきであったにもかかわらず計上しなかった事案。

イ 認定事実

岡山太陽光9区画案件については、2016年3月24日に系統連系が完了した。

しかしながら、前記のとおり、隣接道路の修復工事の必要性等をA2社に指摘され、DEは、2016年3月31日に、当該工事をDEの負担で行う旨や引渡日の遅延により売買代金を26,420千円減額する旨の覚書の締結を余儀なくされた。

それのみならず、当初よりA2社との間で課題認識されていた発電所の水はけ問題が2016年4月7日の風雨で顕在化し、A2社から対象傾斜地のコンクリート強化工事を求められた。

DEとしては、当該工事まで行うことになれば、上記の減額された売買代金による売上と、上記の修復工事を含めた負担すべきコストが見合わなくなるため、A2社と協議した結果、2016年4月12日、9区画販売契約に関し、「契約解除に関する覚書」を締結した。同覚書では、9区画販売契約解除に係る違約金42,300千円が明記されている。

もっとも、2016年3月期決算においては、引当金処理は行われていない。

なお、DEは、当該違約金については、2017年3月第1四半期において、販売費及び一般管理費として会計処理を行っている。

ウ 問題点

企業会計原則の注解18において、以下のとおり、引当金の4要件が存在し、当該要件を全て充足する場合には、引当金を計上することとなる。

【引当金の要件】

- ① 将来の特定の費用又は損失であること
- ② その発生が当期以前の事象に起因すること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ 金額を合理的に見積もることが可能であること

この点、①については、2016年3月期末を超えた段階で発生した損失である。②については、2016年3月28日に引渡した時点で内在する水はけ問題の瑕疵が、2016年4月7日の風雨により顕在化し、2016年4月12日の契約解除の直接的要因となっている。③については、2016年3月期に係る決算期間中である2016年4月12日に契約解除がなされており、発生が確実である。④については、契約上、違約金額が明記されている。

これらを踏まえると、2016年3月期決算時点で、引当金4要件を充足していることから、契約違約金42,300千円を引当計上する必要があったと認められる。

4 不適切売上に係る案件

(1) B社太陽光工事案件

ア 概要

当社の2015年3月期において、B社を発注者とする3件の太陽光発電工事に係る売上について、系統連系日が2015年4月であるにもかかわらず、B社より2015年3月31日を工事完了日とする工事検収書を受領のうえ、同日の売上として計上した事案。

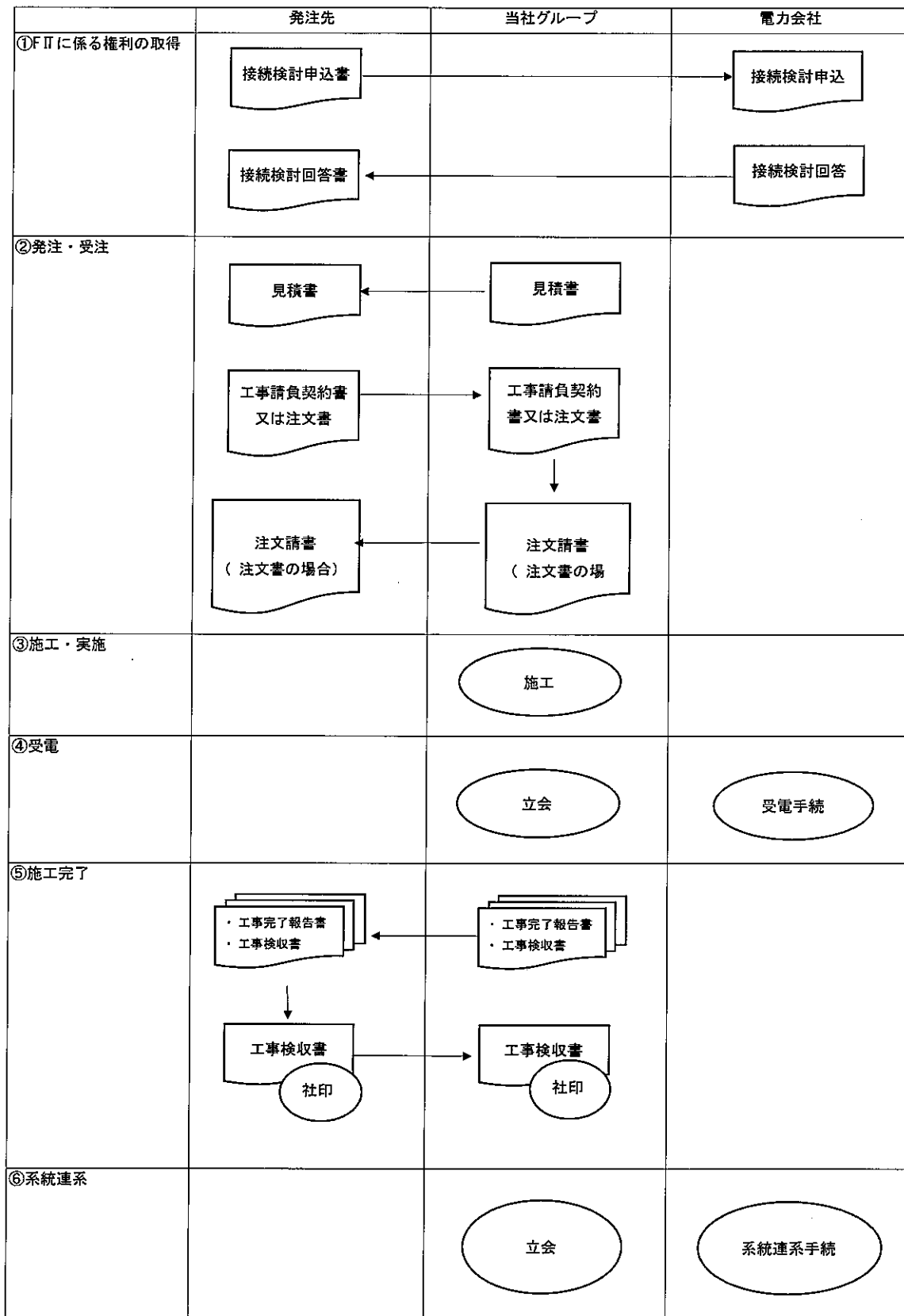
イ 太陽光発電工事に係る業務フロー

当社グループにおける太陽光発電工事に係る業務フローは、特段作成されていないが、当社従業員らの供述によれば、以下のとおりである。

すなわち、当社グループにおける太陽光発電工事に係る業務フローの概要は、①FITに係る権利の取得、②発注・受注、③施工・実施、④受電、⑤施工完了及び⑥系統連系という流れである。

具体的には、①FITに係る権利取得は、当社グループは関与せず、発注先と電力会社とのやり取りを表している。②発注・受注は、当社グループが工事の受注後、発注先へ見積書を発行し、発注先から工事請負契約書又は注文書を受領する。工事請負契約書で工事を受注した場合は、請書等は発行せず、注文書で工事を受注した場合は注文請書を発注先へ発行する⁸。③施工・実施は、工事請負契約書又は注文書の工期に基づいて行われる。④受電は、当社グループ担当者が立ち会い、電力会社担当者が受電手続を行う。⑤施工完了は、系統連系前までの施工が完了したことを表している。⑥系統連系は、当社グループ担当者が立ち会い、電力会社担当者が系統連系手続を行う。系統連系時において、不具合が生じない場合は、売電可能となる。

⁸ 工事請負契約は、工事請負契約書を交わさず、注文書で留まっている案件が散見された。



ウ 当社グループにおける売上計上に係る社内ルール

当社グループにおいては、太陽光発電工事に係る社内規程及び業務フローは整備されていない。会社見解としては、エスコ事業における関連規程を準用しており、施工管理規程、原価計算規程等を参照しているとのことである。また「0103 施工完了_売上計上（売上_工事 3-4_SDS）」という名称のエスコ事業の業務フローを基礎として、太陽光発電工事に係る売上計上が行なわれているため、工事検収書に記載される工事完了日をもって、売上日としている。その意味で、太陽光発電工事における系統連系といった特徴やリスクを踏まえておらず、現に、何を以て工事完了となすかについて社内コンセンサスがとられていない。

この太陽光発電工事における売上計上に係る社内ルールが明確化されていないことから、発注先との間の契約や関連書類等によって収益認識のタイミングが決められているが、「何が原則で、何が例外なのか」について曖昧な状態であり、収益認識についての安定性がない。

エ 認定事実

当社は、2014年8月25日、B社より、以下の3か所におけるB社所有建物の屋根に設置する太陽光発電用設備の設置工事を依頼され、2014年11月10日、当該3工事に係る各見積書をB社に交付し、その頃、当該3工事の請負契約が各成立した。当社は、当該3工事につき、いずれも遅くとも2015年1月末までに工事を開始した。

- ① 宮崎県都城市（以下「都城市太陽光工事」という。）
- ② 静岡県掛川市（以下「掛川市太陽光工事」という。）
- ③ 福岡県久留米市（以下「久留米市太陽光工事」という。）

ところが、当該3工事のいずれも、各契約の締結に当たって契約書が作成されておらず、B社の2014年8月25日付け工事依頼書⁹及び当社の2014年11月10日付け見積書が存在するのみであるところ、当該見積書には「パワコン～系統連系接続」「系統連系等電力会社対応」等の業務項目が記載されており、実際にも当社において系統連系接続工事を行った上で、当社の従業員が系統連系に立ち会って電力会社への対応を行っている。したがって、当該3工事に係る契約は、当社の義務として、単に太陽光発電用設備の設置工事を行うだけでなく、系統連系接続工事及び系統連系に係る電力会社への対応の実施も含み、これらの業務遂行をもって請負工事が完成するという趣旨と解される。

当該3工事は、当社の担当者であった従業員の供述等によれば、いずれも、2015年3月31日に、太陽光発電設備の据付、電気配管及び附帯工事が完了し受電が可能な状態となったとのことであり、当社は、B社に、2015年3月31日付け工事完了報告書を提出しB社

⁹ 当該工事依頼書は、当社の担当者であった従業員が用意して、B社の担当者が個人印を押印したものであり、B社の社判は押印されていない。

より、2015年4月1日付け工事検収書¹⁰を受領した。

その後、当社は、都城市太陽光工事について2015年4月3日、掛川市太陽光工事について2015年4月7日、久留米市太陽光工事について2015年4月8日に、それぞれ系統連系に係る業務を完了し、B社は太陽光発電設備の運転を開始した。

当社は、当該3工事の会計処理に当たって、2015年4月1日付け工事検収書記載の工事完了日が2015年3月31日であることから、同日、都城市太陽光工事について94,500千円、掛川市太陽光工事について32,480千円、久留米市太陽光工事について54,600千円の売上計上を行った。

オ 問題点

当社には、上記ウのとおり、太陽光発電工事に係る売上計上について確立した社内ルールがなく、かつ、当該3工事は、いずれも契約書を締結していないため、収益認識タイミングである工事の完成をいつとするかが社内的に明確ではない。

そのため、太陽光発電工事に係る上記3工事の売上計上の時期に関し、①受電可能時点（接続工事完了日で、系統連系は未了であるが受電可能になった時点）と②系統連系時点（系統連系に係る電力会社への対応日で、売電可能になった時点）のいずれの時点で売上計上することが適切であるか問題となる。

この点、上記エのとおり、系統連系接続工事及び系統連系に係る電力会社への対応の実施も当社の業務内容に含まれ、契約書で明文化されていないものの、これらの業務遂行をもって請負工事が完成するという趣旨の契約であったと解されることに加え、実際に系統連系が完了するまでは売電の確実性が担保されておらず、売電が開始されるまでは請負者たる当社に、当該工事に係る各種設備についての危険負担のリスクが存在することを踏まえると、当社においては、当該3工事につき、①受電可能時点（2015年3月31日）をもって売上計上しているが、保守主義の観点から、②系統連系時点¹¹（都城市太陽光工事について2015年4月3日、掛川市太陽光工事について2015年4月7日、久留米市太陽光工事について2015年4月8日）で工事が完成したとして、売上計上することが、より適切であったと評価する。

なお、上記ウのとおり、当社グループでは、太陽光発電工事に係る工事完了時点についての原則が明確化されていないことから、工事案件ごとに、工事完了時点を「①受電可能時点」又は「②系統連系時点」とするかを、発注先との間で取り決めることができる余地がある。このことは、収益認識タイミングについて恣意性介入の余地が極めて大きく、不正のトライアングルでいう、不正の機会を提供していることにほかならない。利益が少ないときには早期の収益認識を、利益が多い時には遅めの収益認識を行うことができる状況

¹⁰ 工事検収書についても、工事依頼書と同様、当社従業員が用意して、B社の担当者が署名のうえ個人印を押印したものであり、B社の住所及び社名のゴム印は押されているが、社印は押されていない。なお、工事検収書には、工事完了日があらかじめ当社により記入されていた。

¹¹ 「年報報告管理」の設置費用参照画面の運転開始日を参照。

は、利益調整の手段となり得るため、上場企業の内部統制として望ましくないものである。よって、当社グループは、太陽光発電工事における収益認識タイミングであるところの「工事完了時点」について、規程やマニュアル等で明文化し、周知徹底することが望まれる。

B 社 3 工事の 2015 年 3 月期の損益

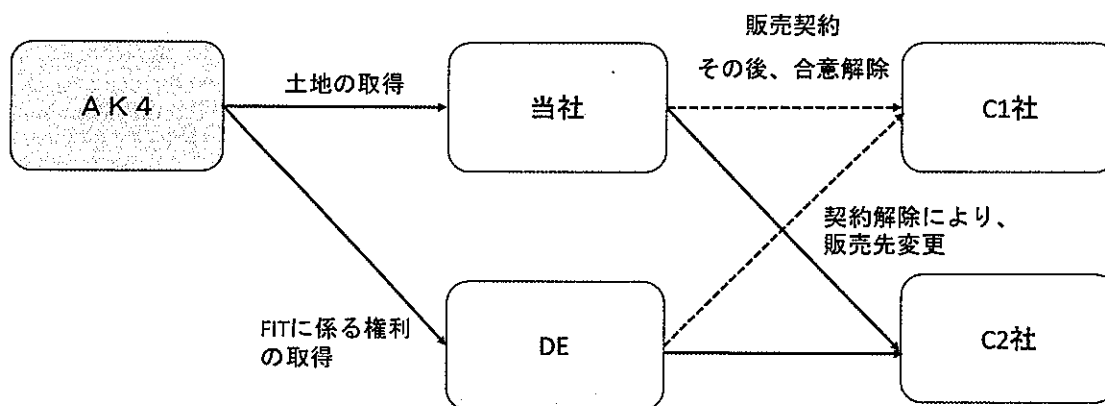
	都城市太陽光工事	掛川市太陽光工事	久留米市太陽光工事
売上高	94,500,000 円	32,480,000 円	54,600,000 円
売上原価	79,484,877 円	27,349,942 円	45,370,983 円
売上総利益	15,015,123 円	5,130,058 円	9,229,017 円

(2) 日光市高德案件

ア 概要

日光市高德における太陽光発電所設備工事（以下「日光市高德太陽光工事」という。）について、当社が土地を取得し、DE が FIT に係る権利を取得することによって、太陽光発電所建設工事を行ったものであり、いわゆる開発型の工事であったが、工事進行基準を適用したという事案（以下「日光市高德案件」という。）。

イ 取引関係図



ウ 認定事実

当社は、自社で太陽光発電所を建設し、売電することによって利益を得ようと考え、栃木県日光市高德において太陽光発電所（以下「日光市高德太陽光発電所」という。）を建設することを計画し、2014年7月16日、当社は、AK4より、太陽光発電所建設地として日光市高德の土地6筆を購入した。他方で、太陽光発電事業に必要な権利（FITに係る権利等）については、当時、当社の経営状態が良好でなく、赤字が続いていたため、2014年7月16日に当社ではなくDEが取得した。

日光市高德太陽光発電所の建設工事は、2015年1月6日に着工したが、当時、当社の資金繰りは厳しい状況にあり、つなぎ資金を得る必要があったためC1社に対して日光市高德太陽光発電所を売却することを検討した。

C1社代表取締役は、自身が保有していた株式を売却したことにより利益が出たため、DEにて建設中であった日光市高德太陽光発電所を購入し、グリーン投資減税による一括償却を利用することを考えた。ただし、発電所を購入するに当たっては、金融機関からの融資を受けることが不可欠であったが、当時は紹介を受けた金融機関からも融資を断られており、融資を受けられる具体的な目処は立っていなかった。

この点、当時、当社代表取締役であったb氏は、C1社代表取締役の上記融資状況を理解した上で、2015年2月28日、c氏に対して「本件、先般から話している通りまず早急にC1社に売ることを前提に進めて下さい。C1社代表取締役はまだ銀行からの融資がおりていないとのことですが、融資が確定するまで待っている余裕はないので、①現時点でC1社に売ることを確定、必要な契約書等を交わし、②契約金100,000,000円（借入れと相殺）を受ける、③同時に着工金を2億・3億円を早期に払込んでもらう、③融資がおりない場合、他希望者に売り先を変更し、C1社代表取締役には契約金・着手金を返す。上記段取りをC1社代表取締役に早急に説明し、了解を得進めて下さい。」とのメールを送信している¹²。

2015年3月31日、C1社代表取締役は、DEとの間で日光市高德太陽光発電所に係る工事請負契約を締結した。同工事請負契約では、工事代金の総額は712,800千円とされ、支払時期は契約締結時300,000千円、2015年5月31日200,000千円、引渡時212,800千円とされていた。上記契約締結日である2015年3月31日に、C1社は、DEに対して、上記工事請負契約に基づき、契約時金3億円を支払った¹³が、当時C1社において残請負代金を支払うための融資についての具体的な目処は立っていなかった。

その後、c氏は、C1社代表取締役に連絡し、日光市高德太陽光発電所につき、別の購入希望者が現われたため、C1社とDEとの請負契約を合意解除したいとの申入れをした。これに対してC1社代表取締役は、融資先を探しているところなので、待ってほしいと回答したが、最終的にC1社は、2015年4月27日、DEとの工事請負契約を合意解除する旨の「契約解除の覚書」を締結したため、上記請負契約は解除されるに至った。

¹² なお、b氏によるこのメールに関し、DE従業員は、2015年3月1日に、c氏に対して「個人的には、今期売上は計上できませんがL社との協業を押ししたいと思います。ただ、如何せん、3月の資金繰りが危ういのでは？…まずは当月末の金繰りが最優先事項かと思います。加えてC1社が借入NGだったときの事も想定して進めないといけません、融資可非（原文ママ）の回答はいつまで来るのですか？また入金はして頂けないのですか。…①仮に日光案件を売りに上げて計上したとしても、現時点での業績予測は▲7700万の営業利益赤になりますが、このままリスクを冒して突っ走るのですか？…考えただけでも不安要素盛りだくさんですし、今年と同じように、架空売り上げや原価先送りをするなどまた来期まで同じようにするのですか？」というメールを送信している。

¹³ 実際には、当社とC1社、DEの3社間で、工事請負契約書に基づきC1社がDEに対して支払うべき契約時金3億円は、C1社が2014年12月12日に当社に対して貸付けた1億円に対する元本支払に代えて、当社がDEに対して1億円を支払い、C1社からDEへの支払を2億円とすることを内容とする2015年3月31日付合意書を締結し、同合意書に基づきC1社からDEに対して2億円が支払われた。なお、この2億円は4月30日に返金されている。

なお、DE は、C1 社と合意解除した日に、C2 社との間で、「栃木県日光市高德太陽光発電所設備等売買契約書」及び「栃木県日光市高德土地売買契約書」を締結している。

日光市高德案件に係る損益の推移

	2015/3 第4四半期	2016/3 第1四半期	合計
売上高	149,839,831 円	532,184,253 円	682,024,084 円
売上原価	132,858,112 円	485,261,488 円	618,119,600 円
売上総利益	16,981,719 円	46,922,765 円	63,904,484 円

エ 問題点

本件は、AK4 より、当社が土地を、DE が FIT に係る権利を取得し、太陽光発電所を建設した上で、買主へ販売する取引であり、土地及び FIT に係る権利について在庫リスクがある開発型であると評価される。よって、工事進行基準を適用することが適切な案件ではなかった。

当社グループにおいて売電収入を得る目的で開発を進めていたところ、資金繰りの事情から譲渡方針へ転換したものであり、そもそも請負工事として始まったものではなかった。また、2015 年 3 月末時点での買主である C1 社については、この時点では購入に必要な資金の裏付けを確保できておらず、岡山太陽光 9 区画案件と同様に、工事収益総額の信頼性があったと認めるには不十分である。なお、認定事実のとおり、当社としても 3 月末の資金繰りを優先させており、C1 社が購入に必要な資金の裏付けを確保できていないことは把握していた。

(3) D社案件

ア 概要

D 社に対して、バイオガスプラント導入に係るフィージビリティ・スタディ業務（以下「本件 FS 業務」という。）の名目で、架空売上 23,000 千円を計上した事案。

イ 認定事実

2011 年 11 月 14 日、当社は、新事業として「バイオガス発電事業」を推進することとし、バイオガス発電等再生可能エネルギー需要に対応することを目的に DE を設立する旨のプレスリリースを行った。

2013 年頃、DE は、D 社その他の潜在的顧客にバイオガスプラント事業の商談を持ち掛けるため、同事業に関する調査を行っていた。もっとも、D 社は、DE に対してこうした調査等を依頼したことはなく、また、DE からその費用の負担を求められたこともなかった。

2013 年秋頃から、DE は、D 社に対して、バイオガスプラント事業の商談を持ち掛け、

2013 年末から 2014 年 1 月頃、D 社代表取締役を E1 社群馬工場におけるバイオガス発電所の建設工事現場の見分に連れて行く等していた。

2014 年 2 月頃、DE 代表取締役である c 氏は D 社代表取締役に対して、「バイオガスプラントの事業を行うに当たって資金調達するために通常必要なので」等と言い、DE は 2014 年 2 月 15 日付け見積書を交付した。当該見積書には、「建築・土木設計 (1 式 1000 万円)」「プラント設計 1 式 800 万円」「発酵試験 (450 万円)」「諸経費 (112 万 5000 円)」といった記載があったが、D 社としてはこれらの業務を DE に依頼するつもりはなく、c 氏から一方的に提示されたものであった。D 社代表取締役は、c 氏に対して、この見積金額を払う必要があるのか質問したが、c 氏は「今は払う必要はありません。」というようなことを言った。

2014 年 3 月 10 日、D 社は DE との間で、D 社のバイオガスプラントの導入に関し、DE が本件 FS 業務を行うこと等を内容とする基本合意書を締結した。D 社としては、DE に対して本件 FS 業務を委託する意向はなかったが、上記基本合意書の締結に当たり、D 社代表取締役は、c 氏より「バイオガスプラントのプロジェクトと一緒に進めていく上で資金調達のために必要なので協力してください。」「迷惑はかけませんから。」等と言われたことから、上記基本合意書が DE の資金調達に必要なものであると理解し、特段自社に不利な内容でもないと考えたことから、上記基本合意書の締結に応じたものである。

2014 年 3 月 29 日頃、DE の会議室において、c 氏は D 社代表取締役に 2014 年 3 月 29 日付け請求書を交付した。D 社代表取締役は、c 氏に「これは払わないといけないんですか。」と尋ねたところ、c 氏は、「払う必要はない。」と述べた。実際、D 社は当該対価を支払っておらず、2015 年 4 月 10 日に上記基本合意書を解除した後も、DE から請求されることもなかった。また、D 社代表取締役は、DE から本件 FS 業務の成果物を受け取ったということもなかった。

さらに、c 氏は、2014 年 5 月頃、D 社代表取締役に對し、「DE の監査をしているアーク監査法人から、売掛金についての残高確認状が D 社へ届くので、問題がない旨の回答をしてほしい」旨依頼した。

以上の一連の経緯に照らせば、D 社から DE に対する本件 FS 業務の委託は、DE に売上を立てることを目的として、対価が支払われないことを前提になされたものであり、本件 FS 業務に係る上記基本合意は、実体のない仮装の取引といわざるを得ず、通謀虚偽表示 (民法第 94 条 1 項) に該当し無効であると認められる。

なお、対応する原価として、E6 社への「D 社：地質調査及び確定測量費」を、2014 年 3 月期に 790 千円計上している。当該原価については、地質調査の報告書日付が 2014 年 4 月であること、E6 社からの請求書における消費税率が 8%¹⁴であること、本件 FS 業務が架空であったとしても D 社とのバイオガスプラント事業については継続していたことを踏まえると、計上すべきであったタイミングは 2014 年 3 月期ではなく 2015 年 3 月期であった

¹⁴ 消費税が 5%から 8%に変更となる時期であった。

と史料する。

ウ 問題点

DE が D 社を相手方として、本件 FS 業務の名目で、2014 年 3 月期において計上した 23,000 千円の売上については、上記のとおり、本件 FS 業務に係る基本合意が通謀虚偽表示に該当して無効であること、本件 FS 業務の成果物が D 社に納品されていない等 DE による業務実態も認められないこと、DE から D 社に対して監査法人に対する虚偽回答への協力依頼がなされていたこと等に照らし、架空売上であると認められる。

なお、対応する原価 790 千円については、認定事実のとおり、2014 年 3 月期の計上ではなく、2015 年 3 月期の計上とすべきであると認められる。

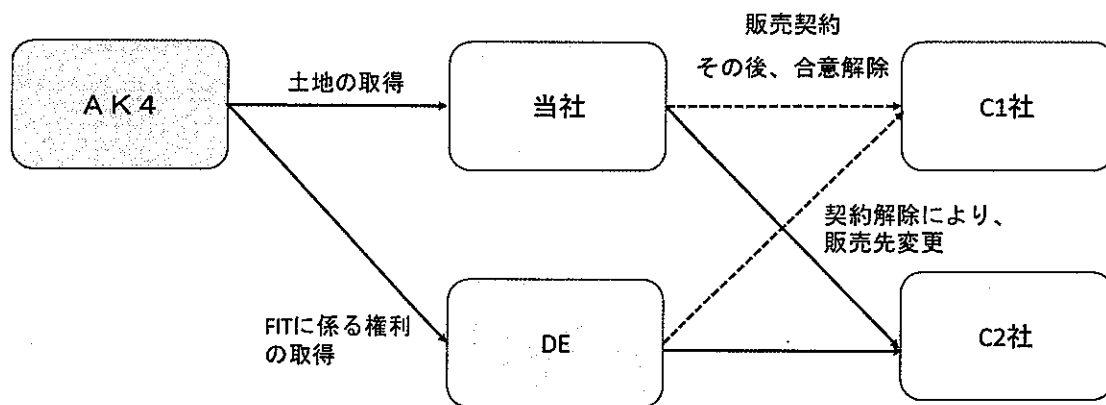
(4) 京丹後案件

ア 概要

当時子会社ではなかった AK4 に対して、「京丹後太陽光案件についての設計料」の名目で、売上 20,000 千円を計上した事案（以下「京丹後案件」という。）。

京丹後案件は、FIT に係る権利の保有者である E2 社から当該権利を取得し、土地保有者である E3 組合から土地を賃借して、当社が開発する太陽光プラントを E4 社へ売却するという案件であった。しかし、当社側と E2 社との調整が不調に終わり頓挫したが、その後、AK4 が当該案件を引き継いだものである。

イ 取引関係図



ウ 認定事実

2014 年 3 月期において、当社は、京丹後太陽光工事について開発を計画していた。当社と E3 組合との間の 2013 年 7 月 26 日付け覚書によれば、「京丹後ソーラープロジェクト事業」の実施が地権者との間で承認されている。当時の当社担当者については、b 氏によれば、c 氏であったと供述している。しかしながら、E2 社との交渉が不首尾となり、案件の推進

をすることができなかった。そのため、2013年12月27日付け「工事請負契約の解約合意書」により、本件に係る工事請負契約が解除された。E4社の2013年12月17日付け適時開示「京丹後市メガソーラー発電所建設見直しに関するお知らせ」においても、計画中止とする旨が適時開示されていることから、2013年12月頃には、当社の京丹後案件への関与は終了したものと認められる。

その後、当時既に当社の代表取締役を辞任していたa氏が、タイの関係者より4MWの発電所を探していることを耳にし、京丹後案件について思い出し、自身の経営するAK4において、E2社に対して交渉を再打診したとのことである。既に当社としては頓挫した案件ではあったが、当社による活動記録等について、AK4がアレンジ業務を行うに当たり円滑ならしめるものとして、b氏又はc氏とa氏の間で、AK4が引継ぎをすることについて合意されたとのことである。

AK4から当社に対する対価については、当初10,000千円であったところ、a氏の説明によれば、E2社との交渉がことのほかうまくいったことから、その利益分を上乗せし、20,000千円に増額して、当社に対して支払うべき案件引継料としたとのことである。

なお、当社は京丹後案件の設計については、E6社に発注を行っており、5種類の図面が存在していることが確認されている。ただし、当社からAK4へ納められたとする設計図を確認すると、E6社の設計図と同じものではなく、別途作成されたものである可能性が高いが、当社の作成担当者を確定することはできなかった。

取引の内容としては、納品物は存在しているものの、契約に基づいて何らかの成果物を作成したのではなく、当社が手掛けて頓挫した京丹後市太陽光工事の資料等を取りまとめて納品したと評価すべきである。なお、何らかの工事の実施や、コンサルティングを実施した事実については確認されなかった。よって、営業取引ではなく、権利譲渡取引であると評価することが適切である。

引継ぎの完了時期については、2014年3月末以前か否かという論点があるが、a氏によれば、2014年3月末までにはほぼ案件として完了していたとのことであり、E5社からの入金も2014年4月9日に確認できることから、2014年3月末以前に引継ぎを受けて順調に交渉が進んでいたと推定される。

入金については、2014年10月10日に、c氏からk氏らへ転送されたメールの中で、「E7¹⁵の紹介料との相殺」が指示されている。これは、a氏とc氏との交渉の結果とのことであり、滞留していた21,000千円の債権の回収方法として、別債務との相殺を予定していた時期があったことが窺える。しかし、最終的には、2015年1月30日に、AK4から当社への21,000千円の入金がなされ、回収が完了している。

エ 問題点

当社がAK4を相手方として、京丹後案件に係る設計料名目で、2014年3月期において

¹⁵ E7社のこと。

計上した 20,000 千円の売上については、当社が手掛けて頓挫した京丹後市太陽光工事の情報を AK4 が引き継いだことによる対価であって、何らかの役務提供や成果物を作成したのではなく、権利譲渡の性格を有していることから、営業取引として売上高を計上することは妥当ではない。

5 不適切原価に係る案件

(1) E1社バイオガス案件

ア F1社案件

(ア) 概要

群馬県内に所在する E1 社工場向けバイオガス発電設備の電気設備工事に要したコスト（同工事を実施した F1 社に支払われるべき 78,000 千円のうち 28,000 千円）を、D 社の静岡県吉田町所在のバイオガスプラント向け電気設計費名目（当該プラントは、2015 年 4 月 10 日付け当社適時開示のとおり、DE からの投融資を受けた SPC が D 社にバイオガスプラントを貸与して行う IPP 事業（以下「D 社バイオガス事業」という。）である。なお D 社バイオガス事業は当該適時開示のとおり頓挫している。）のコストに付替えた事案（以下「F1 社案件」という。）。

(イ) 認定事実

2013 年 10 月 24 日、DE は、F2 社との間で、群馬県内に所在する E1 社工場より排出される食品残渣を活用したバイオガス発電事業を行うためのバイオガスプラント建設工事に関する工事請負契約を締結し、DE においてバイオガスプラントの建設工事が着工されることとなった（以下「E1 社バイオガス案件」という。）。

2014 年 1 月 15 日、DE は、F1 社から、E1 社バイオガス案件における電気設備工事に係る見積書の交付を受けた。その見積金額は、75,000 千円（税抜）であったが、発電機設置場所変更等の要因により、2014 年 4 月 23 日には 86,450 千円（税抜）へと増加された。

そこで、E1 社バイオガス案件に係る現場監督責任者等を務めていた DE 従業員は、2014 年 4 月 25 日、来る 2014 年 4 月 30 日の F1 社との協議において「極力当初の金額まで落とす様に調整する」旨、DE 代表取締役である c 氏らに対してメールで報告した。

2014 年 4 月 30 日、DE 従業員は、F1 社の担当者に対して、DE が希望する内容で見積書を発行するよう電話及びメールで依頼し、これを入手した。当該メールには、「①頂く見積書については、あくまで弊社の諸事情にて必要な見積書となります。②金額としては、頂きました末尾 G の見積書（税別 7,500 万円）に対し一括での出精値引きとして、-2,500 万円の税別 5,000 万円での見積書をお願いします。③尚、作成頂く見積書については、①の事情によるものですので、今後増減について協議を行う金額とは、全く無関係の内容と致します。」と記載されている。「弊社の諸事情にて必要」「今後増減について協議を行う金額とは全く無関係」等と明らかに実体と異なる見積書の発行を要求していることからすれば、DE は、この時点で既に原価の付替を画策していたことが窺われる。

その後、2014 年 7 月 3 日に至り、F1 社の担当者は、当社従業員ら宛に、「弊社ベスト金額を記載させていただきます。見積番号：TEY1-3556-1 見積金額：¥83,920,000- ベスト金額：¥78,000,000-」との内容を含むメールを送信した。その翌日である 2014 年 7 月 4 日、F1 社の担当者は、「E1 社群馬利根川工場殿向けバイオガス発電設備 電気設備工事

(7月1日) 83,920,000円」との記載のある2014年7月3日付け見積書をメールで提出した。

2014年7月14日、当社従業員は、宛先をF1社の担当者、CCを当該担当者の上長及びDE従業員として、「以前に弊社cからもお話させていただいているかと思いますが、今回の契約については2本(E1社の本件は5,000万、残り金額を別事項での契約)でお願いしたい。別事項の契約については、内容を考慮中です。」との内容を含むメールを送信した。

2014年7月31日頃、c氏は、F1社の担当者の上長に対し、電話により、E1社バイオガス工事のコストを他の案件のコストに付け替える旨の要請を行い、当該上長は、かかる要請は顧客からしばしば依頼されることがあることであるとの認識から、特段抵抗することなく受け入れた。

その後、当社従業員から当該上長に対し、E1社バイオガス工事のコスト78,000千円のうち28,000千円分について、「D社/バイオガス向け 電気設計費」という名目で請求書を出すように電話による依頼がなされた。

F1社はこのようなD社バイオガス事業における電気設計の業務を実際には行っていなかったものの、F1社の担当者は、当該上長と同様、顧客からの依頼として特段抵抗することなくこれを受け入れた。

かかる経緯で、DEとF1社は、次の内容の2014年4月25日付け工事請負契約を締結した。

【契約の概要】

工事名	バイオガスプラント電気・制御工事		
工事場所	群馬県邑楽郡明和町矢島 (E1社工場敷地内)		
工期	着工:2014.5.1、完成:2014.10.30		
請負金額	54,000千円 (税込)		
支払時期	2014.7 末	27,000 千円	
	2014.8 末	16,200 千円	
	2014.10 末	4,320 千円	
	完成引渡時	6,480 千円	

その後、上記契約に定めるとおり、「バイオガスプラント電気・制御工事請負金額50,000千円」がDEからF1社に対して4回に分けて支払われるとともに、9月22日と10月28日の2回に分けて、「D社/バイオガス向け 電気設計費 請負金額14,000千円」との内容の請求書が発行され、計28,000千円が現にDEからF1社に対して支払われている。

客観的証拠に裏付けられた以上の一連の経緯から、E1社バイオガス案件の工事に要したコスト78,000千円のうち28,000千円がD社バイオガス事業のコストに付け替えられたものと認められる。

(ウ) 問題点

c氏はF1社に対して、E1社バイオガス案件のコストのうち28,000千円分について、「D社／バイオガス向け 電気設計費」という名目で請求書を発行させ、E1社バイオガス案件からD社バイオガス事業へ、同額の原価を付け替えた。これにより、2015年3月期において、E1社バイオガス案件では売上原価が過少計上となった一方、D社バイオガス事業では売上原価が過大計上となった。

イ F3社案件

(ア) 概要

E1社バイオガス案件につき、F4社製のコジェネ発電機に要したコストの内10,000千円を、D社バイオガス事業におけるプロジェクト紹介料に付け替えた事案(以下「F3社案件」という。)

(イ) 認定事実

F3社は、バイオガスプラントメーカーF5社やコジェネ発電機メーカーF4社の日本パートナーを標榜する会社であり、2013年6月ごろから、E1社バイオガス案件において、タンク及び発電機の納入等に関する業務を担当していた。

F3社とDEとの間においてタンク及び発電の納入等に係る契約を締結した。同契約には契約書は存在しないが、F3社が作成してDEに提出した2013年12月16日付け請求書には、E1社バイオガス案件用のコジェネ発電機に係る費用は、総額80,000千円(税込)とされ、受注時に支払総額の30%、工場出荷前に支払総額の60%、工場出荷後に支払総額の10%を支払うことになっていた。実際、DEは、2013年12月17日、受注時における支払総額の30%に相当する24,000千円をF3社に支払った。また、発電機の納品時期については、工場出荷前に2回目の代金(総額の60%)を送金した後にコジェネ発電機の出荷がなされ、工場出荷後60日以内に3回目の代金(総額の10%)を支払うこととされていた。

2014年4月7日、この2回目の代金支払いに関して、F3社代表取締役は、DE代表取締役であるc氏、並びに、DE取締役及びDE従業員に対して、「F4社から、出荷準備が出来たのでお支払いを出来るだけ早くお願いします、との連絡がありました。(中略)トレーラーへの積み込みは予定通り15日ですが、運送会社への輸送の発注は特殊サイズのコンテナのため出来るだけ早くしなければなりません。これをもってF4社の手から離れますのでお支払いをできるだけ早くお願いします。」とのメールを送信した。

これに対してc氏は、2014年4月8日、F3社代表取締役に対して、大要、次の4点を要請する内容のメールを送信した。

- ①請求額を80百万円から70百万円へ変更すること
- ②D社紹介手数料としてF3社が1080万円の請求をすること(4月10日支払)
- ③F4社支払分(2回目)を39百万円へ変更すること(4月9日支払)

④F4社支払分(3回目)を7百万円とすること

上記メールを受け、F3社代表取締役は、c氏と協議し、上記要請を受け入れるに至った。

その結果、2014年4月9日、DEは、F3社の口座に39,000千円を振り込み、これを受け、同日、F3社代表取締役は、c氏に対して、「メール、電話、及び本日のお振込を有り難うございました。お申し出頂いた紹介料の請求書を添付しますのでご査収下さい。F4社の請求書の書き換えも来週までに送付いたします。日付は以前のものと同じで宜しいですか。」等と記載したメールを送信した。

なお、F3社代表取締役は2013年頃、バイオガスプラントを建設したいと考えていたD社代表取締役を当時DE従業員に紹介した。通常であれば、紹介料は案件が成約に至り、DEにおいて売上計上されてはじめて請求できるものであるが、F3社代表取締役及びc氏との協議により、発電機の納入費用を80,000千円から70,000千円に減額する代わりに、紹介料を相場より高めの10,800千円(税込)とし、さらにF3社代表取締役がDEに紹介したD社バイオガス事業が成約に至らなかったとしても返金しないものとする合意がなされた。

実際、F3社代表取締役が作成したD社紹介料に係る10,800千円の2014年4月8日付け請求書には、備考欄に「弊社が紹介したD社様との貴社の契約が締結されない場合も本件の紹介料は返金いたしません。」と注記されていた。

2014年4月11日、c氏は、DE取締役をCCに入れてDE従業員であるm氏に対し、D社紹介手数料10,800千円の支払処理をするようメールで指示し、同日、同額の振り込みが実行された。

3回目の支払いに係る2014年6月24日付け請求書では、「ご発注条件」欄に、c氏からF3社代表取締役に対する4月8日付けメールにおける上記①ないし④の内容が転載された上、7,000千円の支払請求なされている。DEは、2014年7月31日に、同金額をF3社に支払った。

(ウ) 問題点

c氏は、F3社に対して、E1社バイオガス案件の発電機の代金の一部10,000千円分について、D社バイオガス事業のプロジェクト紹介料名目で請求書を発行させており、これにより、E1社バイオガス案件からD社バイオガス事業へ、同額の原価を付け替えた。これにより、2015年3月期において、E1社バイオガス案件では売上原価が過少計上となった一方、販売費及び一般管理費(販売手数料)が過大計上となった。

ウ E1社バイオガス案件に係る工事進行基準の適用状況

(ア) 概要

E1社バイオガス工事においては、上記のF1社案件、F3社案件において両社を通じた工事原価の操作が行われていた。また、2014年3月期E1社バイオガス工事に係る進行基準工事収益計算資料を確認したところ、スプレッドシートにおける不整合、及び、架空発生

原価が検出された。これらの結果、不適切な工事進行基準による売上計上がなされた。

(イ) 認定事実

a 進行基準売上の計算方法

DEの2014年3月期当時の工事進行基準による工事収益の計算方法は下記のとおりである。

- ① 工事項目ごとに工事原価の見積りを行う。
- ② 工事項目ごとの見積り工事原価を合計し、工事原価総額を計算する。
- ③ ②で計算された工事原価総額を受注金額で除することで工事原価率を求める。
- ④ 工事項目ごとに工事進捗を見積もり、工事項目ごとの工事原価に進捗を乗じることで、基準日時点の発生した工事原価を計算する。
- ⑤ 工事項目ごとの基準日時点の発生した工事原価を合計し、発生した工事原価合計を③で計算された工事原価率で割り戻すことで工事進行基準による工事収益を計算する。

b E1社バイオガス案件の進行基準売上高の計算

E1社バイオガス案件の進行基準売上高計算は以下のように行われている。

① 工事原価率の計算

当初の工事原価総額の見積りは656,151千円であるが、2014年4月15日に630,936千円に修正されている。また、「CD Target」として△9,039千円があり、最終的に原価率を算定するに当たっての工事原価総額の見積りは621,897千円となっている。

工事原価率は受注金額700,000千円と修正後の予定工事原価総額621,897千円に基づき88.84%と計算されている。

② 発生原価及び進行基準売上高の計算

2014年3月末時点の発生した工事原価の合計は161,153千円であり、これを工事原価率88.84%で除することで、工事収益として181,392千円が計算される。

(ウ) 問題点

a 工事原価率の計算上の問題点

F1社について、2014年3月期の進行基準工事収益計算資料の当初の工事原価は79,512千円であったが、29,512千円を減額することによって修正後の工事原価50,000千円が計算されている。これについて減額の根拠となる資料を確認することはできなかった。この点につき、当委員会としては、少なくとも、DE代表取締役であるc氏において、不正に利益を押し上げる意図をもって工事原価の減額に係る働き掛けが行われたものと推測することが合理的であると判断するものである。

なお、工事進行基準を適用するに当たって決算日時点の最善の見積りを行う必要があるが、2014年4月23日にF1社より86,450千円の見積書が提出されている以上、当該金額で見積りを行うことが妥当である。

c氏は、F3社の発電機購入代金80,000千円(税込)を70,000千円(税込)に変更し、その代わりにD社バイオガス事業におけるプロジェクト紹介料として10,800千円(税込)に請求するよう依頼し、これを実行した。これにより工事原価として10,000千円(税抜)過少に見積もられている。

上記の不適切な工事原価の操作を修正した場合の原価率及び進行基準売上高は以下のとおり計算される。

2014年3月期決算に利用した工事原価総額	621,897千円
F1社の原価付替の修正	+36,450千円
F3社の原価付替等の修正	+10,000千円
原価操作修正後の工事原価総額 (A)	668,347千円
受注金額 (B)	700,000千円
原価操作修正後の原価率 (C=A÷B)	95.48%
2014年3月期の発生工事原価 (D)	161,153千円
原価操作修正後の進行基準売上高(D÷C)	168,785千円

b スプレッドシートの不整合

下表のとおり、スプレッドシート上、進行状態や進捗と整合しない工事項目がある。

摘要	状態/進捗	工事原価総額	2014年3月期 発生した工事原価	備考
出張交通費	進行中/5ヶ月	866千円	866千円	※1
開発申請・工作物申請費用等	進行中/50%	2,650千円	1,250千円	※2
サイト事務所経費	進行中/5ヶ月	355千円	355千円	※1

※1 状態が「進行中」とされているにもかかわらず、工事原価と発生した工事原価の金額が一致している。他の項目との整合性を踏まえると、半額の433千円及び177千円での計上が妥当である。

※2 進捗が50%であるにもかかわらず、工事原価の50%である1,325千円と発生した工事原価1,250千円との間に差異がある。1,325千円での計上が妥当である。

c 発生したとされる工事原価の問題点

2014年3月末時点の発生原価には以下の項目が含まれているが、これらについて発生の根拠となる請求書や出来高査定に関する書類を当委員会では確認できなかった。

発注先	工事項目	2014年3月 発生工事原価
F1社	動力制御盤、電気配線工事	4,023,261円
G社	点検歩廊設計	1,450,000円
F5社	タンク設計費用	17,739,407円
M社	輸入輸送・通関・保険費	2,506,710円
N社	配管設計	1,250,000円

2014年3月期のスプレッドシート上、F1社に係る発生工事原価4,023,261円が計上されている。しかしながら、2014年3月末時点では当該工事に関する契約をF1社と締結しておらず、F1社担当者によると工期は2014年6月上旬～10月下旬の期間であって3月末時点では工事を行っていない旨の供述をしている。かかる供述は、当該工事に係る工事請負契約書において、工期が2014年5月1日から2014年10月30日と明記されていることと基本的に整合し、少なくとも2014年3月末時点で当該工事が着工していなかったことは明らかである。よって、2014年3月末時点で発生工事原価が存在していることは不合理であり、架空の発生工事原価であったと評価する。

F1社以外の費用について、発生原価であることについて疑義は存在するものの、架空原価が計上されているとまで認定するに足る証拠はないため、問題点として指摘するにとどめる。

d 利益への影響額

上記(a)ないし(b)を反映した修正後の2014年3月期の発生工事原価に基づく売上高、売上原価、売上総利益は以下のとおりであり、これらの影響により12,822,654円の利益が押し上げられていると試算される。

(単位：円)

	修正前	修正後	増減
売上高	181,392,709円	164,011,294円	△17,381,415円
売上原価	161,153,798円	156,595,037円	△4,558,761円
売上総利益	20,238,911円	7,416,257円	△12,822,654円

(2) E6社案件

ア 概要

京丹後市太陽光工事に関してDEがE6社に請け負わせた設計業務に要した3,504千円につき、当社が、E6社をして、E1社の栃木県さくら市早乙女における太陽光発電工事（以下「早乙女太陽光工事」という。）に係る設計業務4件の設計料として請求させつつ、会計処理上はE1社太陽光第1期工事に付け替えた事案。

イ 認定事実

当社は、2013年9月頃、E6社に対し京丹後市太陽光工事に係る設計等業務を8,000千円（税抜）¹⁶で発注し、E6社は、同業務を開始した。E6社は、2013年9月30日、当該業務に係る代金の一部として、2,800千円（税込）を請求し、当社は、当該代金を、一部売上債権と相殺の上、支払った。

ところが、2013年12月27日、京丹後市太陽光工事に係る契約が解除された。E6社は、上記の2013年9月30日付け請求の後、京丹後市太陽光工事に係る設計等業務の名目で代金を請求しておらず、当社も、同名目で支払を行っていない。

他方、E6社は、2013年12月25日、DEに対し、早乙女太陽光工事に係る設計料着手金として1,754千円（税抜）を請求し、DEは、2013年12月27日、同額をE6社に支払った。また、E6社は、2013年12月31日、DEに対し、同工事に係る設計料残金として1,750千円（税抜）を請求し、DEは、2014年1月31日、同額をE6社に支払った（合計3,504千円（税抜））。なお、当該2度の支払に関しE6社がDEに交付した請求書には、いずれも、DE取締役であるc氏とDE担当者が確認印を押している。

しかしながら、早乙女太陽光工事に係る設計業務について、DEとE6社との間の契約書等の証憑類及びE6社による設計図面は不見当であるうえ、E6社代表取締役も当該設計業務を行っていない旨を供述している。したがって、E6社による早乙女太陽光工事に係る設計業務が行われた実体はないにもかかわらず、E6社において当該工事名目で上記2件の請求が行われ、当社が支払っているものと認められる。

さらに、E1社太陽光第1期工事につきDEが作成・管理していた2015年3月期に係る決算資料「納期及び原価計算」表（2014年8月18日更新版）には、E6社を受注業者とする設計料3,504千円が記載されており、その備考欄には「京丹後」と付記されている。

しかしながら、E1社太陽光第1期工事に係る設計業務についても、DEとE6社との間の契約書等の証憑類及びE6社による設計図面は不見当であるうえ、E6社代表取締役も当該設計業務を行っていないと供述している。したがって、当該売上原価3,504千円は、E1社太陽光第1期工事に係る設計料ではなく、「納期及び原価計算」表の備考欄に記載の、京

¹⁶ 当該金額は、E6社の2013年9月1日付け見積書によるものであり、ほかに注文書、注文請書、契約書等是不存在であって、実際の契約条件は不明である。

丹後市太陽光工事に係る設計料であると認められる。

以上より、DE は、当社が発注した京丹後市太陽光工事に係る E6 社への設計料を、早乙女太陽光工事に係る設計料名目で E6 社に支払っているが、会計処理上は、E1 社太陽光第 1 期工事に係る売上原価として処理していることから、原価の付替がなされているものと認められる。なお、当該設計料は 2014 年 3 月期に未成工事支出金として計上されており、費用化は 2015 年 3 月期に行われている。

ウ 問題点

DE 従業員は E6 社に対して、京丹後市太陽光工事の設計料 3,504 千円分について、早乙女太陽光工事の設計業務で請求書を発行させており、会計処理上は E1 社太陽光第 1 期工事に係る工事原価として管理しており、原価の付替が行われている。また、当該設計料は 2013 年 12 月までに発生しているにもかかわらず、2014 年 3 月期において E1 社太陽光第 1 期工事に係る未成工事支出金に計上しており、未成工事支出金の振替による費用化は 2015 年 3 月期に行われている。これにより、2014 年 3 月期において、京丹後太陽光案件では損失処理が過少計上となっている。一方、早乙女太陽光工事ではなく E1 社太陽光第 1 期工事の 2015 年 3 月期の売上原価が過大計上となった。

(3) G社案件

ア 概要

E1 社バイオガス工事において、DE が G 社に請け負わせた業務に係る代金の一部につき、簿外債務化している可能性がある事案。

イ 認定事実

DE は、2014 年 3 月頃、G 社に対し、E1 社バイオガス工事につき、配管等設計、配管工事、点検歩廊・手すり・パイプラック設置工事、タンク製造工事等の業務を依頼し、G 社は、2014 年 3 月 31 日、当該業務を開始した。

DE は、2014 年 4 月 17 日付け発注書により、G 社に対し、当該業務に係る代金を 59,400 千円（税込）とする申込みを行い、G 社は、2014 年 4 月 25 日付け注文請書により、当該申込みを承諾した。

その後、DE は、2014 年 5 月 15 日までの間に、当該業務の代金を 59,400 千円（税込）、工期を 2014 年 4 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までとする工事請負契約書及び工事請負契約約款を作成して G 社に提示し、2014 年 5 月 15 日頃、DE の従業員は、G 社代表取締役より、契約書の条文・文言の変更は不要である旨の回答を受けている。なお、同契約書の調印版は、DE 及び G 社のどちらにも保管されておらず、調印に至っていない可能性がある。

G 社は、2014 年 7 月 2 日付け請求書により、DE に対し、当該業務の代金の一部として

21,600千円（税込）を請求し、DEは、2014年7月3日、G社に対し同額を支払った。

DEは、2014年7月24日付け発注書により、G社に対し、上記と同じE1社バイオガス工事につき、F5社タンク水張試験仮設配管工事の業務を代金1,080千円で依頼し、G社は、2014年7月25日、納品日を2014年7月23日とする受注確認を行った。

その後、G社は、以上の業務に係る社内出来高を57,435,394円（税込）であると認識して、当該出来高に係る見積書を、以下のとおり、2014年7月30日付け及び2014年7月31日付けでそれぞれDEに交付した。

【2014年7月30日付け見積書】

工事着工前（～5/7） 26,719,254円（税込）
 工事着工後（5/7～6/30） 17,707,756円（税込）

【2014年7月31日付け見積書】

7月分 13,008,384円（税込）

その上で、G社は、遅くとも2014年8月31日までにE1社バイオガス工事に係る業務を終えて、2014年9月29日付け請求書により、DEに対し、当該業務の代金として21,899,995円（税込）を請求し、DEは、2014年9月30日、G社に対し同額を支払った。

以上のとおり、G社は、E1社バイオガス工事に係る業務の社内出来高を57,435,394円（税込）であると認識していたが、合計43,499,995円（税込）だけをDEに請求し、DEは同額を支払ったのであり、差額の13,935,399円（税込）は未請求である。

この点、G社代表取締役は、DEが工事完成を認めなかったために出来高の認識に差があり、社内出来高と請求にずれが生じていたと説明している。当該説明によれば、DEにおいて、同業務に関し、下表の2014年9月当時の未請求残高13,935,399円につき簿外債務が生じている可能性がある。

日付	社内出来高	請求額	未請求残高
2014年4月	27,324,000円	—	27,324,000円
2014年5月	10,800,000円	—	38,124,000円
2014年6月	—	21,600,000円	16,524,000円
2014年7月	19,311,394円	—	35,835,394円
2014年9月	—	21,899,995円	13,935,399円
計	57,435,394円	43,499,995円	13,935,399円

これに対し、同業務に係る当時の担当者である、当社従業員及びDE従業員は、上記差額について、G社の見積金額が相場より相当高額であったことから、交渉により減額を受け入れてもらったものであり、簿外債務は不存在である旨を供述している。

そこで、当委員会は、2018年6月25日付け「G社との協議に関する提言書」を当社に提出し、簿外債務の存否及び正確な金額の確認が必要であるが、当時の担当者が退職していること等の理由から正確な事実確認が困難であるため、G社との間で、可及的速やかに、簿外債務の存否及び金額について協議により決定することを提言した。

ウ 問題点

当社従業員及び DE 従業員は、差額が生じているのは値引きによる減額取引によるものであって、債務は不存在であると主張しており、簿外債務があるとする G 社の主張と対立している。差額である 13,935 千円について、明確に簿外債務であることを示す証拠は不見当ではあるが、この問題を解決するために、双方協議の上で整理する必要があることを指摘する。

(4) A6社案件

ア 概要

H社発注に係る太陽光発電 20.4KW システム工事（以下「H社太陽光工事」という。）において要した下請工事費のうち 640 千円を、日光市高德案件に係る測量費に付け替えた事案。

イ 認定事実

A6社は、電気工事、太陽光発電システムの販売及び施工、太陽光発電システムの保守及びメンテナンスを業とする会社である。

DEは、H社との間で太陽光発電システム設置工事を内容とする請負契約を、請負代金 3,347,784 円で受注した（契約日は契約書に記載がなく不明。工期：11月1日～11月30日、請負代金の支払日 2014年12月25日）。そして、DEは、A6社との間で、同工事に係る下請契約を締結した。2014年9月19日にA6社が作成した見積書によれば、下請工事代金は 2,272 千円（税抜）であり、その内訳は、工事費 992 千円、部材費 1,280 千円であった。実際、2014年12月9日、DEは、同下請工事代金を A6社に対して支払っている。

その後、A6社による工事が着工したが、工事期間中に A6社による施工不良があった。この施工不良を受け、発注者である H社から工事費用の減額を求めるクレームがなされたため、A6社代表取締役は下請け工事代金に係る工事費 992 千円のうち半額に相当する 496 千円を減額することに合意した。

しかし、発注者である H社及び元請である DEにおいて、部材費 1,280 千円を含めた下請工事代金 2,272 千円のうち半額（1,136 千円）の減額が合意されたと誤った認識がなされていたことが判明したため、A6社代表取締役は、DE従業員と協議し、施工不良による減額分は 496 千円であることを確認した。

もっとも、DE従業員は、A6社代表取締役に対して、口頭にて、「請求書上は 1,136 千円

の減額とし、そのうち本来の減額分である 496 千円を超える 640 千円部分については、同時期に工事が行われていた日光案件の測量費¹⁷として請求してほしい。」と依頼した。

実際、DE 従業員は、2015 年 2 月 10 日に、A6 社代表取締役宛てたメールにおいて「大変申し訳ないのですが、先ほどの O 社 2 案件の請求書に H 社値引分（-1,136,000 円）を入れていただき、過払い分（640,000 円）を日光案件での測量費として請求していただけないでしょうか？」との内容を含むメールを送信した。同メールには A6 社が 2014 年 9 月 19 日に作成した見積書が添付されており、同見積書には DE 従業員が手書きで「 $2,272,000 \times 0.5 = 1,136,000$ 、 $1,136,000 - 496,000 = 640,000$ ←日光の測量費としていただけませんか？」と記載していた。

これに対して、A6 社代表取締役は、上記メールに返信する形で「先月締めのご請求書を作成し直しました。H 社様分 減額、日光測量費として 640,000 円加算、・・・追加費 35,000 円を日光測量費に加算」というメールを送信した。

A6 社代表取締役が送信した上記メールには、以下を内訳とする A6 社作成の 2015 年 2 月 12 日付け請求書（合計金額 4,246,106 円）が添付されていた。

O 社上小町 太陽光設置工事 18.87KW	2,148,740 円
O 社新都心 太陽光設置工事 21.42KW	2,243,840 円
H 社 太陽光設置工事 20.4KW 値引分	△1,136,000 円
日光案件 測量費	675,000 円 ¹⁸

DE は、A6 社に対して、2015 年 2 月 12 日付け請求書記載の金額 4,246,106 円を支払った。

ウ 問題点

DE 従業員は、A6 社に対して、H 社太陽光工事の下請工事代金 640 千円分について、日光市高德太陽光工事の測量費で請求書を発行させており、これにより、H 社太陽光工事から日光市高德太陽光工事へ、同額の原価を付け替えた。これにより、2015 年 3 月期において、H 社太陽光工事では売上原価が過少計上となった一方、日光市高德太陽光工事では売上原価が過大計上となった。

(5) 11 案件

ア 概要

岡山太陽光 9 区画案件に要した工事代金 1,800 千円を、別案件のコストとして付け替えた事案。

¹⁷ A6 社代表取締役によれば、日光市高德太陽光工事において、A6 社は、簡易測量を実施していたが、かかる測量費は日光市高德太陽光工事における本体工事代金に含まれていたため、本来、別途追加で請求できるものではなかった。

¹⁸ A6 社代表取締役は、DE 従業員及び DE 取締役の意向を受け、H 社太陽光工事の原価 640 千円に別案件の追加工事費用 35 円を加算した金額として 675,000 円を日光市高德太陽光工事の測量費として DE に請求した。

イ 認定事実

2016年3月から4月頃、岡山太陽光9区画案件の工事において、施工会社による配線工事に著しい不備が生じた。そこで、DE取締役であるe氏が営業担当者としてかねてより懇意にしていた取引先であるI1社に依頼し、I1社が当該不備の補正工事を実施した。I1社によれば、この工事は1,800千円相当の代金を要する工事であるとのことである。ところが、何らかの事情により、I1社は当該補正工事費用を、岡山太陽光9区画案件の工事としての名目でDEに請求することはなかった。

その後、I1社代表取締役は、DEに対して、2016年4月28日付け請求書により、「E1社工事代金」として900千円、「I2¹⁹工事代金」として900千円（合計1,800千円、税込1,944千円）を請求した。

2016年5月16日、DE取締役であるk氏は、この請求書に「SDS 16.5.16 k」との印影ある丸印を押捺し、翌日である2016年5月17日、e氏に対して、「I1社への180万円の支払いの項目ですが、工事代金としてしまうと別途工事で発注している金額との整合性、工事期間に関する問題が発生するかなと思います。工事前に必要な費用名は何かありませんか？例えば設計費みたいなものとか。」と記載したメールを送信した。

その後、DE従業員n氏は、当該請求書のうち、「E1社工事代金」及び「I2社工事代金」の各「工事代金」部分に×印をつけ、手書きで「設計料」と記載した。

こうした当該請求書に係るやりとりと近接する2016年5月31日に、DEからI1社に対して1,800千円が支払われているが、これ以外には、DEからI1社に対して、1,800千円が一度に支払われた形跡や900千円が二度に分けて支払われた形跡は認められなかった。

そして、2016年6月頃、DE従業員は、「2016/6月確定原価」等の記載あるE1社利根川案件に係る「納期及び、原価計算」と題する資料における一項目として、「I1社 900,000 設計料」と記入した。また、「2016/6月確定原価」等の記載あるI2社日向工場加工養生棟案件に係る「納期及び、原価計算」と題する資料には、「設計料 I1社 900,000」との記述もある。しかしながら、E1社利根川案件及びI2社日向工場加工養生棟案件の見積書に、設計料900千円の工事項目が記載されたものは発見されなかった。

以上の一連の経緯に照らせば、岡山太陽光9区画案件に要した工事代金1,800千円が、E1社利根川案件及びI2社日向工場加工養生棟案件にそれぞれ900千円ずつ付け替えられたことが推認される。

この点、DE従業員は、岡山太陽3案件の担当者であるe氏が、E1社利根川案件を担当する当該DE従業員に相談することなく、岡山太陽光3案件に要したI1社に支払うべきコストを、E1社利根川案件のコストに付け替える旨、I1社との間で取り決めてしまったと供述している。

当該DE従業員の供述は、上記の一連の客観的証拠に基づく経緯と整合するのみならず、

¹⁹ I2社のこと。

その信用性を裏付ける事情として、①他の DE 従業員が、当時、当該 DE 従業員がかかる e 氏による付け替えに憤慨していたことを記憶していること、また、②k 氏が、1,800 千円のコストは（岡山太陽光 3 案件に係るコストであるか否かは明確な記憶がないものの）既に工事の終わった案件の追加費用として生じたコストであり、e 氏に対して「まだ工事が進行している案件として支払うことはできないか」と話したと供述していること等が挙げられ、当該 DE 従業員の上記供述は基本的部分においては信用できるといえる。

これに対し、e 氏及び I1 社は、本件の原価付替の事実を否認し又は記憶がない旨を供述しているが、当該供述を裏付けるに足りる客観的証拠は認められなかった。

したがって、本件の原価付替を主導したのは、e 氏であると考えるのが合理的である。

ウ 問題点

以上のとおり、岡山太陽光 3 案件から E1 社利根川案件及び I2 社日向工場加工養成棟案件へ、それぞれ 900 千円の原価が付け替えられた。これにより、2017 年 3 月期において、岡山太陽光案件では売上原価が 1,800 千円過少計上となった一方、E1 社利根川案件及び I2 社日向工場加工養成棟案件ではそれぞれ 900 千円の売上原価が過大計上となった。

6 不適切評価

(1) インドネシア案件

ア 概要

当社は、PKS をインドネシアから輸入し、バイオマス発電用の原材料として日本で販売するに当たり、インドネシアに現地法人の設立を計画していたところ、かかるインドネシア進出に係るプロジェクト関連の支出について、2017 年 3 月期まで損失処理しなかった事案。

イ 認定事実

(ア) インドネシア関連の推移

a 氏が、2013 年 9 月 20 日の定時取締役会において、PKS 事業についての報告を行い、この時点をもって、当社のインドネシア事業がスタートすることとなった。2014 年 1 月 10 日に a 氏は取締役を退任したが、その後、b 氏がインドネシア事業を推進する役割を担うこととなった。

2014 年 3 月 27 日には、J1 社と、インドネシアにおける PKS の炭化事業についての基本合意書を締結し、2014 年 4 月 1 日にはインドネシアでの活動を進めるために J2 社と、年額 20,000 千円の「市場調査業務、パートナー開拓業務、顧客開発支援業務」を内容とする業務委託契約を締結した。

2014 年 7 月 18 日の取締役会において、当社取締役である c 氏が、インドネシアに現地法人を設立するため手続開始すること、現地法人事務所を 100 千円/月で賃貸借契約

すること、Dumai 港に 5ha の土地購入を検討していること等を報告した。この際の質疑応答において、インドネシア進出を希望する本邦企業に対する現地の日本人コンサルタントが人脈面等で頼りになる存在として紹介されている。2014 年 8 月 18 日には、ジャカルタにおいて、SOHO のオフィスの賃貸借契約が締結されている。

2014 年 9 月 19 日の取締役会では、c 氏から、b 氏が就労証明書 (KITAS) を取得したこと、現地駐在予定の f 氏の現地アパートを契約したことが報告されている。そして、2014 年 10 月 28 日の取締役会では、インドネシアにおける事業計画が c 氏により説明された。2014 年 11 月 14 日の臨時取締役会では、PT.SDS ENERGY INDONESIA (以下「PTSDS」という。) の設立決議がなされ、J1 社との関係が深化しないため単独で PKS 事業を推進することが報告された。この頃、現地コンサルの J3 社と、月額 800 千円の会社運営委託を内容とする契約を締結している。

2014 年 12 月 2 日には、ジャカルタにある、P 銀行で、JPY/USD/IDR についての口座開設が完了し、2014 年 12 月 18 日に現地法人の会社登録証 (TDP) を取得した。2015 年 1 月 16 日付けの J2 社からの「業務運営費 Rp 2,000,000,000」の invoice に対応するため、2015 年 1 月 19 日、当社から PTSDS の P 銀行口座へ 20,000 千円を振り込み、J3 社を介して J2 社へ支払ったとされる。

2015 年 4 月 3 日に取締役会で K 社を割当予定先とする第三者割当増資を決議した。その際の資金使途としては、「① バイオガスプラントを貸与して行う IPP 事業 600,000 千円」「② バイオガスプラントを自社運営して行う IPP 事業 600,000 千円」「③ バイオマス燃料事業 263,000 千円」であり、PTSDS は③に関係するものであった。しかし、1 週間後の 2015 年 4 月 13 日に中止が決議され、予定していたインドネシアへの資本金振込みが見送られ、設備投資も不可能となった。この頃インドネシア関連の当社関係者の退社が相次いでおり、上記当社従業員が 2015 年 3 月 20 日、b 氏が 2015 年 4 月 20 日、f 氏が 2015 年 6 月 30 日に退社した。また、2015 年 8 月には現地法人事務所の賃貸借契約も解約している。

2015 年 8 月 20 日の取締役会では、d 氏より、現地法人設立で協力関係にあった J3 社との契約を、2015 年 9 月末をもって終了することが報告された。2015 年 9 月 24 日の取締役会では、c 氏より、現地法人の設立手続きを進めるためには、当初の役員を変更する必要があることが報告されている。ここでいう現地法人の設立手続の意味は、TDP まで取得できていることから、恒久的操業許可 (IUT) のことを指していると推測される。2015 年 11 月 20 日の取締役会では、b 氏との顧問/業務委託契約について 2015 年 12 月末をもって解除することの報告がなされ、2016 年 1 月 20 日の取締役会で解除したことの報告がなされた。

以後、特段の動きは上記のインドネシア進出に係るプロジェクト関連では見受けられず、2017 年 3 月期決算において、これらインドネシア進出に係るプロジェクト関連の支出について、44,030 千円の損失処理がなされている。

(イ) 一般的なインドネシアの外国資本企業設立フロー

一般的な外国資本企業（PMA）設立フローとしては、まずは会社の定款にあたる会社設立証書（AKTA）について認証を受け、その後、設立証書法務人権省認証（SK）、外国投資承認書（IZIN PRINSIP）の申請を行い、会社登録証（TDP）の取得を行う。その一方で、税務関係の申請も進め、納税者登録番号（NPWP）や課税業者承認（PKP）の手続きを行う。

最終的には、恒久的操業許可（IUT）の取得が完了し、関連する者についての就労証明書（KITAS）を取得することで、本格的な営業を開始することになる。

(ウ) PTSDS社の法人設立関連書類等の状況

当委員会が入手した資料は下記のとおりである。

- ① 2014年10月18日付けで認証されたAKTA
- ② 2014年11月28日付のIZIN PRINSIP
- ③ 2014年12月4日付のSK
- ④ 2014年12月4日付のNPWP
- ⑤ 2014年12月18日付のTDP
- ⑥ 2014年9月9日付のb氏に係るKITAS

(エ) PTSDS社の事業目的

AKTAの第3条を確認すると、

- ① 農産物、有機基礎化学工業に関する事業
- ② 関連する下記の商品輸出、及び事業活動を行うことができる
・木材、練炭、バイオ燃料や、バイオエネルギーを生産する農産物由来のもの
・炭の炭化製品の製造

が記載されており、当社の適時開示にあるところの、「PKSの販売、バイオマス資源の炭化製品製造・販売」についても含まれていると考えることができる。

なお、事業分類番号（KBLI）については20119であり、大統領規定2014年第39号「投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する規定」（2014年ネガティブリスト）との関係においては、外資規制が入る前の駆け込みで申請が承認されたものと推測される。

(オ) PTSDS社に係る人員構成

役員構成についてAKTAで確認できるところは、以下のとおりである。

- ① プレジデントダイレクター：b氏
- ② ダイレクター：f氏

③ダイレクター: 当社従業員

④コミサリス²⁰: c氏

上記役員のうち、現地で駐在しての活動を予定していたのは、f氏であるところ、2015年6月30日付で退職している。当社従業員は2015年3月20日に退職している。b氏は2015年4月20日に取締役を辞任し、2015年12月末には顧問契約も解除している。c氏は残っているものの、コミサリスであることから業務執行が予定されていない。

よって、実質的に現地での活動可能性を考えると、2015年4月末段階には困難となり、2015年12月末段階には停止状態となったと思料される。

なお、辞任及び退職によって、PTSDS社における役員構成も変更が必要であるところ、その変更申請がなされたことについては確認できなかった。

(カ) PTSDS社に係る資本金

資本金についてAKTAで確認すると、47,948百万IDR(2百万USD)であった。当社が95%、a氏が5%の保有割合である。

なお、資本金はIZIN PRINSIP取得後1年以内の払込みが必要であるため、2015年11月末ごろまでに払込みが必要であったが、2015年4月に予定されていたK社による第三者割当増資による資金調達が中止になった影響から、資金工面が叶わず、払込みはできなかった。

(キ) PTSDS社に係る各期末におけるBS残高

(単位: 円)

	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末
立替金	0	31,302,077	38,915,833	0
預け金	0	1,167,338	4,714,238	0
仮払金	0	400,000	400,000	0
長期未収入金	0	0	0	44,030,071
上記に係る貸倒引当金	0	0	0	△ 44,030,071
合計	0	32,869,415	44,030,071	0

これらインドネシア進出に係るプロジェクト関連の支出の内訳としては、下表のとおりである。

事務所賃料 2014年9月～2015年9月	4,019千円
法人設立業務及び事務所運営 2014年11月～2015年9月	9,635千円

²⁰ 取締役会による会社経営を監督するとともに、取締役会による会社経営に対して助言を与える機関であるため、日本の監査役より広範な権限が付与されている。

市場調査業務等委託費用 2014年4月～2015年1月	20,000千円
現地経費 2014年7月～2015年1月	10,375千円
合計	44,030千円

ウ 問題点

当社がインドネシア進出に係るプロジェクト関連の支出として資産計上し、2017年3月期まで損失処理しなかった会計処理については、PTSDS社の活動実態が2016年3月期末には確認できないこと、及び、人員面・資金面を踏まえると2015年4月には活動が困難となっていることから、遅くとも2016年3月期には損失処理すべきであったと思料される。

(2) 滞留債権に係る案件

当社は、2014年3月末時点において、下表の債権が滞留していた。

仕入先名	債権発生日	最終取引日	債権発生時から2014年3月までの期間	最終取引日から2014年3月までの期間	金額(単位:円)	債権
J5社	2009/5/10	2009/5/25	4年10ヶ月	4年10ヶ月	2,537,879	未収入金
J6社	2012/10/23	2012/1/25	1年5ヶ月	2年2ヶ月	160,729	未収入金

J4社に係る債権2,537,879円は、2007年3月頃に製品を仕入れ、不良品であったため返品した際に、2009年5月頃に未収入金として計上したものである。

また、J5社に係る債権160,729円は、2009年1月頃に製品を仕入れ、不良品であったため返品した際に、2012年10月頃に未収入金として計上したものである。

当社によれば、これら債権を損失処理しなかったのは、仕入先と継続的に取引があったことから今後の取引の中で回収可能性があると評価し、2014年3月期まで損失処理をしていなかったとのことである。

しかしながら、J4社については2009年5月以降、J5社については2012年1月以降取引が存在していないことから、事業撤退損190,214千円を計上した2014年12月第3四半期以前の時期において、損失処理すべきものであった。

第4 不適切行為の原因分析

1 はじめに

本件調査により、上記第3記載のとおり、当社グループによる原価付替や架空売上計上といった会計処理に関する不適切行為が一般化・常態化していることが確認された。こうした会計処理に関する不適切行為が長期的かつ継続的に行われた根本原因としては、本件調査の対象とした不適切案件の発生当時における当社グループ役職員に上場会社としてあるべきディスクロージャー及びそのために構築すべきコンプライアンス体制、内部統制その他内部管理体制の構築に係る自覚が希薄であったことが挙げられると当委員会としては思料するものである。

そして、上記の会計処理に関する不適切行為の背景・動機としては、当時の役職員において、業績が向上しない中で利益金額を増やすことが優先課題であったこと、そして2014年3月期におけるライツ・オフリング等による資金調達²¹や2016年3月期における継続企業の前提に関する注記²²の記載解消のために何としてでも決算の黒字化を実現する必要があると認識していたであろうと推認されることが挙げられる。かかる認識のもと、社内における適正な会計処理やコンプライアンスを軽視ないし無視し、利益金額が増加するような原価付替や、売上の架空計上が多数行われるに至った。役職員らのコンプライアンス意識は著しく欠如しており、相互の監督・牽制もなく、不適切行為を防止するための社内におけるコンプライアンス体制や内部監査及び監査役による監査体制の体制構築もなされていなかったことも、こうした不適切行為を発生・助長させる要因となっていた。

殊に、役員主導による内部統制の無効化については本件調査において判明したかかる不適切行為における大きな特徴、発生原因として特筆されるべき事象である。

すなわち、c氏及びe氏ら、不適切行為を自ら主導した人物が当社グループにおける代表取締役といった地位にあったことで内部統制は無効化され、かかる不適切行為の発生に寄与したものと認められる。また、かかる態様における行為者であるとまでは認められないが他の代表取締役経験者（d氏及びb氏）らにおいても、不適切行為を認識し、これを予防あるいは終了させることができるだけの契機となるべき事実を認識していながら、能動的あるいは主導的にその権限を行使することなく、徒にかかる不適切行為が発生し、また、継続する状況を放置したに等しい不作為を継続したのであり、実質的に内部統制の無効化と言うべき状況を作出したに等しいと言える。

以上の認識を前提に、下記において、当社グループにおける上記の会計処理に関する不適切行為を発生させるに至った原因と認められる個別の事象について詳述する。

²¹ 2014年3月19日付「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」http://www.shodensya.com/ro/pdf/20140319_01.pdf

のとおり、当社は、2014年4月にライツ・オフリングの無償割当を実施し、資金調達を行っている。

²² 前記第2のとおり、2015年3月期において継続企業の前提に関する注記が記載されている。

2 不適切行為の動機・背景

(1) 当社業績が恒常的に非常に厳しい状況に陥っていたこと

長引く不景気の影響もあり、顧客である事業会社の設備投資意欲が回復しない中、当社の業績は伸び悩む状況が続いており、2014年3月期時点においては、過去5年連続で赤字を計上し、無配の状況が継続していた。

そのため、資金繰りについても非常に厳しい状況が続いており、このような状況を踏まえると、少しでも業績を向上させ、黒字転換を可及的速やかに実現しなければならないという心理が当社グループ役職員に恒常的に根付いていたものと推測される。

この点は、本報告書記載の不適切行為が当社において実行されるに至った背景的事情として強く意識されるべき事象といえる。

(2) 資金調達における決算の黒字化の必要性

上記(1)の状況を背景に、当社は、苦しい資金繰りから脱却すべく、2014年3月19日の取締役会において、ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）を実施し、バイオガス発電事業の資金調達を行うこととした。もっとも、その結果は当初の目標を大きく下回るものとなり、十分な資金調達ができなかった（権利行使割合25.70%、払込金額514,000千円）。そのため、当社は、2015年4月3日、K社を割当先とする第三者割当（無担保転換社債型新株予約権付社債）を行うこととした（もっとも、かかる割当ては、2015年4月13日に中止）。

かかる経緯の中で、当社グループ役職員は、ライツ・オファリングの行使割合を高め、より多額の資金調達を実現するため、またK社への無担保転換社債型新株予約権付社債の第三者割当てを通じた資金調達を実現するため、2014年3月期の決算を何としてでも黒字化し、当社株価をできるだけ上げる必要があることを強く認識していたことが伺われる。

(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消の必要性

さらに、当社は、2015年3月期において営業損失及び当期純損失並びにマイナスの営業キャッシュフローを計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在したことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとして、2015年3月期有価証券報告書より「継続企業の前提に関する注記」を記載していた。そのため、当社は、2016年3月期、「継続企業の前提に関する注記」の記載解消を図るために、利益を確保し決算を黒字化しなければならない、という意識がより一層強まったものと思われる（なお、実際に2016年3月期有価証券報告書より「継続企業の前提に関する注記」の記載は解消されている。）。

(4) 当社グループ役職員の不適切行為を許容する動機

こうした状況下で、当社グループ役職員としては、現状の経営状態のままでは資金繰りが極めて厳しい状況にあり、原価付替や架空売上計上といった不適切行為を行うこともやむを得ないと判断するようになっていったものと思料される。

なお、第3における不適切行為の認定において、多数の不適切行為の主導役と認められた人物は、本件調査開始前の時点で既に亡くなっており、当該人物から不適切行為の背景や動機を直接確認することはできなかった。

3 社内におけるコンプライアンス体制の不備

(1) 当社グループにおける経理体制の不備

当社グループでは、当社及びその事業会社である DE の経理・会計業務を、一括して当社の経営管理部が担当していた（DE の経理・会計業務については、当社が業務委託を受ける形をとっていた。）。

2014年3月期までの組織図によれば、経営管理部は、取締役であった c 氏が担当役員兼担当部長であり、その下にマネージャーの k 氏、従業員 m 氏の3名で構成されていた。この当時は、DE の代表取締役であり、営業を担当する c 氏が、経理面の責任者をも兼ねる形となっており、c 氏の判断を他者視点で第三者が監視・牽制する体制が十分ではなかったといえる。

2015年3月期に組織改編があり、経営管理部は管理本部に所属することとなった。担当役員は f 氏であり、管理本部長及び経営管理部長はいずれも k 氏であり、その下に課長として n 氏、従業員として m 氏が所属していた。この当時、c 氏は DE の代表取締役であり、かつ当社の DE 担当役員であった。これまで経営管理部において部下であった k 氏が管理本部長兼経営管理部長となったことから、c 氏としては、引き続き経理・会計に関する指示を従前と同様に出すことが容易な状況であったといえる。

2016年3月期に更に組織改編があり、担当役員、管理本部長、及び経営管理部長はいずれも k 氏となり、その下に課長として n 氏、従業員として m 氏が所属していた。この当時も引き続き、c 氏が DE の代表取締役であり、また当社の DE 担当役員であった。k 氏が、担当役員、管理本部長、経営管理部長の3職を兼ねることになったため、経理・会計に関する監視・牽制機能が確保できないままであり、また、c 氏にとっては、これまでと同様に k 氏に指示が出しやすい状態が維持された。こうした人員の配置の固定化や、上長職の兼任によるレポートラインの脆弱化あるいは無効化、といった組織体制が、長期かつ継続的に経理・会計上の不適切行為が行われる環境を醸成していたものと評価できる。

(2) 役員・従業員間における牽制機能の欠如

経理・会計処理においては、重畳的な確認作業を行いながら適正な処理が行われる

ことが求められる。上記のとおり、当社グループにおいては、経理処理は、経営管理部が担当していた。当社の業務フローによれば、一般的な経理処理のプロセスとしては、営業担当の依頼を受けて経営管理部において処理するという流れとなる。経営管理部においては、担当者が書類を起案し、それを本部長が決裁する（必要に応じて社長決裁）。複数の担当者・決裁者がその役割に応じて、相互にチェック機能を発揮することで不適切な処理を防止することができる。

しかしながら、当社グループでは、上記（１）のとおり、同一人物が上長職を兼任することによる経理体制の不備に加え、出身元会社が異なることに起因する役職員相互間のコミュニケーションの少なさや、一部の者だけに顧客が帰属することによる情報共有の著しい欠如等から、職務上のレポートラインが機能しておらず、相互の監督による不適切行為の抑制が可能となる環境とはなっていない。

また、原価付替等の不適切行為を容認する社内風土すらあり、原価付替の依頼がメールでなされた場合であっても、そのメールのやりとりに参加している他の役職員は何らこれに異議を述べることなく黙認している状況であった。

このような状況下では、原価付替や架空売上計上を防止するための相互の牽制機能が全く働いていないといわざるを得ない。

（３） 社内規程の不備及び不適切な運用

当社においては、経理業務全般を規律するための社内規程が存在するものの、かかる規程に基づいた経理処理は行われていない。

社内における経理処理に関するルールや意思決定方法については明確化されておらず、担当取締役らの個人的な判断のみに基づいて内容が決定されている。また、社内規程の遵守状況に関するモニタリングも実施されていない。そのため、当社の社内規程には不備があるうえ、現状存在する社内規程を軽視ないし無視する不適切な運用が行われている。

４ コンプライアンス意識の欠如

当社は、原価付替や架空売上計上を主体的かつ積極的に行っている。この点、原価付替や架空売上により利益を増やした方が良いという不適切行為を正当化する価値観が醸成されていたと考えられる。例えば、D社案件（上記第3・4・（3））の架空売上計上の不適切案件では、実態がないにもかかわらず、成果物と説明できそうなものが存在することをもって、安易に架空売上が許容されると判断している。こうした事実からは、不適切行為が常態化しており、役職員のコンプライアンスに関する規範意識が鈍磨していたと評価せざるを得ない。

また、社内に十分な会計知識のある人材がおらず、勘定科目の適用違い等の会計処理上のミスが発生しても、それを指摘することができる環境とはなっていない。そのため、監

査法人の事後的なチェックに依拠せざるを得ない状況となっている。

こうした当社の役職員のコンプライアンス意識の欠如と会計知識の不十分さが相まって、会計処理に関する不適切行為を抑止することができなかったと考えられる。

5 取引先との癒着関係

当社は、取引先との友好的な関係や発注者としての立場を利用し、不適切な会計処理に協力を依頼することができる環境にあったといえる。F1 社案件（上記第 3・5・（1）・ア）において、F1 社は、原価付替に対する問題意識が乏しく、むしろ業界慣行的によくあることであるとの認識すら有しており、最終的に金額のズレがないのであれば、決算期がズレたとしても問題はないとの思考を有しており、原価付替を依頼しやすい相手先であった。また、岡山案件（上記第 3・3）においては、F1 社が同様に当社に協力的であり、原価付替についても簡単に受け入れる状況にあった。そのため、当社では、短期的に利益が確保できないような場合、原価付替等の協力を取引先業者に求めやすい状況であった。

6 実効性ある内部監査及び監査役監査が実施されるべき態勢が欠如していたこと

（1） 内部監査が脆弱であったこと

ア 内部監査の状況（2009 年 3 月期頃～2017 年 3 月期）

当社において内部監査を実施する内部監査室は、2017 年 6 月の株主総会前に設置されたものであり、それまでは独立した内部監査部門は設置されておらず、主に経営管理部長や管理本部長が内部監査部門の役割を兼務して担っていた。

この点からすると、当該時点以前において、組織上、内部監査担当者に求められる独立性は十分に確保できていなかったといえる。

内部監査部門担当者（責任者）たる k 氏は、財務報告に係る内部統制報告書制度（以下「J-SOX」という。）が義務化された 2009 年 3 月期頃から内部監査業務に携わっており、その後、2013 年 4 月に当社経営管理部長に、2015 年 4 月に当社管理本部長に就任した後も、引き続き内部監査業務を兼任していた。

k 氏の供述によると、内部監査業務体制としては、内部監査業務の担当者が k 氏であり、k 氏とその補助者である管理本部 n 氏の 2 名体制であったとのことで、主にこの 2 名により J-SOX 対応業務を実施しており、特段、独自で特定の取引や各業務遂行状況の監査等は実施していなかったとのことである。

この点、当社は、J-SOX の評価範囲を明確化するために、「内部統制評価実施のための基本方針書」を作成しており、それによると、J-SOX の全社統制の評価対象としては、当社のみならず、DE 及び AK4（2017 年 3 月期から）も対象としており、評価対象となる業務プロセスとしては、販売（売上）、債権回収（売掛金）、購買（在庫）の他、貸倒引当金計上、原材料評価、有価証券評価、固定資産減損といった会計上の見積りを含む項目についても対象とされているが、工事進行基準の進捗度については、対象外である。

J-SOX の評価結果は、k 氏の供述及び入手することができた J-SOX の評価結果資料によると、下記のとおりである。

まず、全社統制（全社的な決算・財務報告プロセスを含む）は、2014 年 3 月期時点で、当社においては、監査役会議事録が未作成であること（2015 年 3 月期改善）、人事評価基準が明文化されていないこと（2017 年 3 月期一部改善）、業務フローやマニュアルが新たな組織形態に沿って更新されていないこと（2016 年 3 月期改善）等の不備の指摘があり、DE においては、取締役会議事録が未作成であること（2015 年 3 月期改善）、経理規程等の規定類が未整備であること（2015 年 3 月期改善）、業務フローやマニュアルが新たな組織形態に沿って更新されていないこと（2016 年 3 月期改善）等の不備が指摘されている。AK4 においては、2017 年 3 月期の連結開始時点で、取締役会議事録が作成されていないこと、あるいは業務フローやマニュアルが整備されていないこと等の不備が存在するとのことであったが、いずれの不備も 2018 年 3 月期には、程度の問題はあるが、改善されたと評価されている。

また、業務処理統制（個別に評価対象に追加する決算・財務報告プロセスを含む。）の評価結果としては、2016 年 3 月期時点で、当社においては、工事検収書あるいは受領書等の売上計上根拠証憑の受領漏れないし受領遅れや、売上傳票やその根拠となる売上明細等の主要な社内資料における確認印あるいは承認印の押印漏れ、期末決算時に作成される会計上の見積りを含む項目の根拠資料における確認印あるいは承認印の押印漏れといった不備が指摘されているが、いずれの不備も 2017 年 3 月期には、程度の問題はあるが、改善されたと評価されている。AK4 においては、2017 年 3 月期の連結開始時点で、そもそも内部統制といわれる仕組みがほぼ未整備の状態であり、現在も順次構築中とのことであり、評価結果資料を確認することはできなかった。

イ 内部監査の脆弱性

上記のとおり、経営管理部の内部監査担当者（2017 年 3 月期からは内部監査室）は、これまで J-SOX 対応を主な業務としており、個々の取引や業務プロセスについて、その適切性や妥当性を独自に調査することはなく、内部統制評価基準に準拠して、業務フローを把握し、内部統制の有効性を評価していたが、実施された手続は、証憑書類の有無の確認や承認印の有無の確認等であり、取引実態の把握を目的とするものではなく、あくまで、証憑書類の保管状況や、取引の各段階における適切な承認の有無等の業務の形式面での整備状況及び運用状況を評価するにとどまるものであった。

内部監査の担当者が極めて少数であり、J-SOX 対応業務以外に詳細な内部監査を実施する余力はなかったことからすれば、個々の取引が実態に即して適切に会計処理されていることを確認し得る、より詳細な内部監査を実施することは困難であったとも考えられるが、近年の業績悪化を背景として、全社的に利益計上が強く求められており、不適切な会計処理がなされる可能性が高まっていた状況を踏まえれば、内部監査の重要性は高く、そもそ

も内部監査室という独立した部門の設置もなされておらず、十分な内部監査の実施が困難である組織体制を改善しなかったことについて、経営者の認識や判断が不十分であったことは否定できない。

また、J-SOX の評価手続で発見した内部統制の不備については、できる限りの改善を実施したとのことであるが、その改善が、不備を発見した期の翌期以降であったり、また、子会社である AK4 では内部統制がほぼ整備されていなかったりしたという事実を踏まえると、経営者及び内部監査担当者においては、内部統制を有効と判断するに当たり、十分な検討がなされていなかったといわざるを得ない。

(2) 監査役監査についても実効的なものではなかったこと

常勤監査役は、2007年6月から2016年6月まではg氏であり、2016年6月からはj氏が就任している。社外監査役は、i氏が2005年12月以降、h氏が2008年6月から2018年4月まで、就任している。

この点、g氏及びj氏ともに、主に会計面及び財務面のチェックは、非常勤監査役に長年就任しているi氏に任せていたとすることで、監査役の職務のうち、業務監査はg氏又はj氏、会計監査はi氏という役割分担が行われていた。

g氏及びj氏ともに、実態としては、その経歴等を活用した営業面での当社への貢献等が存したものの、工事進捗度や利益額等の数値面については報告を受ける程度で、自ら取引や業務の調査を行うことはなく、また、第3記載の不適切行為についての認識を有していなかったことから、監査役の業務遂行という観点においては、取締役の業務執行を監督するという監査役本来の役割を十分に果たしていたとはいえない。i氏においても、税理士資格を保有していることから会計の知識及び会計実務に係る経験も豊富であると考えられるところであるが、その供述によれば、結果としての売上額、原価額及び利益額といった数値をチェックしているだけで、それらの数値が作成される過程にはさほど関心を有さず、詳細に検討することはなかった、また、監査法人による財務諸表監査も受けているため、適切な会計処理から大きく逸脱するようなことはないと考えていた、ということであり(なお、かかる認識については他の監査役からも同様の内容が述べられている。)、この点からすると、i氏においても、会計監査が適切に実施されていることを確認するという監査役の役割を十分に果たしていたとはいえない。

以上から、当社の監査役は、監査役本来の役割に対する十分な認識を持たず、経営者の経営上の相談相手としての立場であるという認識が強く、組織的な監査役監査を実施しておらず、監査役監査についても実効的なものではなかったことと評価せざるを得ない。そのために、第3記載の不適切行為について未然に防止あるいは事後に監査における指摘事項等とすることによりその後の不適切行為に係る案件の発生を防止する、といった対応に結びつかなかったものと認められる。

(3) 会計監査人監査の状況

ア アーク監査法人

2002年9月期から2015年3月期までの会計監査人はアーク監査法人であった。上場初年度の2005年9月期以降の監査報告書では全て適正意見を表明している。

アーク監査法人からは以下の説明を受けた。

- ・財務諸表全体の不正リスクとして、経営者により内部統制が無視されるリスクを認識し、全般的な対応として、仕訳テストや経営者及び監査役からのヒアリングを実施したところ、その結果として、経営者への信頼性に問題はないと判断した。
- ・財務諸表項目の不正リスクとしては、通常不正リスクがあると認識される売上以外の項目では不正リスクを認識しておらず、売上については、取引先への往査や工事現場への現地調査等を不正対応手続として実施した。
- ・J-SOX の評価結果としては、整備面では、全体的に相互牽制機能がやや弱いとは判断していたが、会社の規模からしてもやむを得ず、また、運用面でも、不備は発見されていたものの、開示すべき重要なものではないとして、内部統制は全体として有効であると判断した。ただし、構築されている内部統制は必ずしも高い水準ではないため、監査手続上は、内部統制への依拠の程度を抑え証憑突合やヒアリング等の実証手続の実施の程度を高めていた。

イ アスカ監査法人

2016年3月期から直近までの会計監査人はアスカ監査法人であり、全て適正意見を表明している。

アスカ監査法人からは以下の説明を受けた。

- ・アーク監査法人からは、引き継ぎ事項として、内部統制について特に問題があるという説明はなかった。
- ・財務諸表全体の不正リスクとして、経営者により内部統制が無視されるリスク及び継続企業の前提に関するリスクを認識し、全般的な対応として、経験豊かな監査メンバーの配置、適時適切な監査メンバーへの指導、今後の資金繰りの安全性に対する慎重な判断を行った。
- ・財務諸表項目の不正リスクとしては、通常不正リスクがあると認識される売上以外の項目では不正リスクを認識しておらず、売上については、工事現場への現地調査等を不正対応手続として実施した。
- ・J-SOX の評価結果としては、受嘱時点での内部統制の実態としては、J-SOX3点セットの整備状況も不十分であり、内部監査室も設置されておらず、管理部門の人員数も少数で相互牽制も十分に機能していない等、ほぼ未整備の状態であったため、整備面で多くのことを指摘し、特にAK4は規程すら存在せず、ほぼ何も内部統制の仕組みが構築されていなかった。

・2016年3月期の「業務プロセスに関する指摘事項一覧」において、売上計上に際して、販売先より工事完了書を手に入していない、あるいは、委託倉庫から商品の送り状を手に入していないといった重要な指摘を行った。

・2016年3月期の内部統制評価は、期末直前に実施したため、最低限の水準にまでも改善されるに至らなかったが、前任の会計監査人であるアーク監査法人が適正意見を表明しており、実際に会計上の問題も生じていないと判断したこともあり、要改善事項を監査役に報告して、前期に引き続き適正意見を表明し、2017年3月期の内部統制評価では、不備はある程度改善され、上場会社の平均の水準にまでは至らないまでも、最低限の水準にまでは引き上げられたと評価した。

ウ 当社の状況

内部統制が十分に整備されておらず、強い利益計上の必要性に晒されていた当社の状況においては、不正行為が生じるリスクが相当程度高く、取引の合理性の追求や、会計処理の是非に関する判断等において慎重な監査手続を検討実施する必要があった。

ただし、当委員会の調査においては、当社関係者が取引先と結託して、対会計監査人対策を行っていた事実が認められていることについては指摘する。

(4) 監査役、内部監査部門、監査法人の連携について

以上を踏まえ、以下では内部監査部門、監査役、及び会計監査人のそれぞれの連携状況についての分析評価結果について述べる。

ア 内部監査部門と監査役の連携について

内部監査業務担当者の実際の業務はJ-SOX対応業務のみであり、あるべき業務処理プロセスの順守や業務の効率化、不正の発見等を目的とした独自の調査や業務監査は実施されておらず、監査役には監査法人の財務諸表監査及び内部統制監査の結果を報告するのみであった。

監査役も過去に内部監査担当者に上記の調査の実施を求めたことはなく、各期の監査役監査計画にも内部監査担当者との連携について記載されておらず、当該連携について当社として想定されていなかったことから適切な連携はなされていなかったと認められる。

イ 内部監査部門と会計監査人の連携について

監査法人は、内部統制の改善点を内部監査担当者に口頭あるいは書面で報告しているのみで、財務諸表監査において特別に検討を要するリスクや不正リスクの高い領域の共通理解を図り、監査法人による財務諸表監査を補完し得る調査を検討し内部監査担当者との連携することはなかったが、内部監査室が設置されたのが2018年3月期であり、それまでは経営管理部長や管理本部長が内部監査部門の役割を担っていたため、そもそも内部監査室の

独立性が確保されておらず、内部監査担当者は J-SOX 対応業務以外の業務を行う余力がなかったという状況を踏まえれば、監査法人が連携を図ることができなかった、あるいは連携を図る意義のある状況が当社において存在しなかったと考えることもできる。

ウ 監査役と会計監査人の連携について

監査法人は毎期首時点で当年度の監査計画を、期末監査終了時点で監査対象年度の監査結果報告を、書面で常勤監査役に送付し、必要に応じて口頭でも説明している。j氏によると、常勤監査役は監査役会で、当該書面を他の社外監査役と共有し、口頭で受けた説明事項を報告しているとのことである。また、四半期ごとに経営者及び常勤監査役と面談し、会社の現状について協議を行った。ただし、当該協議には会社を会計面及び財務面でチェックしている社外監査役の i氏は出席していなかった。

監査役は、監査法人の監査の有効性を高めるために、取締役会への出席や、取締役の業務遂行の監督を通じて知り得た各種のリスク情報について、監査法人に適宜報告し、意見交換すべきであったが、四半期ごとの面談では、あくまで現状を報告するにとどまり、そのような積極的な連携は図られなかった。

(5) 小括

以上から、当社においては、実効性ある内部監査及び監査役監査が実施されるべき態勢が欠如しており、これが第3記載の不適切行為の発生に寄与したものと認められる。

7 当社グループにおいて工事進行基準適用範囲の決定に係る内部統制が脆弱であったこと

第3・2・(3)・イのとおり、当社グループにおける工事進行基準適用範囲の決定に係る内部統制の状況には不備があると考えられ、これが関連のない他の工事案件に対する原価の振替や付替といった不適切行為の発生につながったものと認められる。

すなわち、進行基準を適用する際に重要な統制活動は実行予算であり、予防的統制としての実行予算策定、発見的統制としての実行予算分析が適切に行われることが必要不可欠であるところ、当社グループの実行予算策定においては、以下のような問題が認められ、これらが上記不適切行為の発生につながったものと認められる。

- ① 土地等が原価とされており、見積工事原価の範囲が適切でなかったこと
- ② 実行予算の策定の際に想定外の事態に備える予備費概念がなく、追加費用等を想定していないこと
- ③ 実行予算の作成の際にそのマニュアルやテンプレートが存在せず、検討項目の脱漏が発生しやすい状況であったこと
- ④ 実行予算の策定段階で批判的な複数の眼が入っておらず、内部牽制機能が働いていないこと

また、実行予算分析においても、

- ① 予算分析のための定期的な実行予算会議が開催されておらず、実行予算の見直し、予算外費用及び工事進捗度の把握が適時に行われていなかったこと
 - ② 分析段階で批判的な複数の眼が入っておらず、内部牽制機能が働いていないこと
- といった問題が認められ、これらにより、不適切行為の早期の発見等あるいは追加の案件発生予防に至らなかったものと認められる。

第5 再発防止策

1 はじめに（根本原因）

上記第4において認定した不適切行為の原因分析を踏まえた上で、当委員会として、当社グループにおいて講じられるべきと判断する再発防止策について、下記2以降のとおり提言する。

2 役員や従業員の意識改革

当社において不適切な行為が行われた根本原因として、当社グループの役職員において、上場会社の役職員として必要な法律・会計コンプライアンスに関する意識や知識が薄弱あるいは欠如していたことが挙げられる。

当社グループにおいては、第一に、経営陣が、本件調査により発覚した会計処理に関する不適切行為の発生原因を正しく理解し、これまで役職員においてコンプライアンス意識や知識が著しく欠如していたことを反省した上で、今後は法務・会計に関するコンプライアンスを徹底した経営を行うことを宣言することが必須である。

再発防止策を講じるに当たっては、当社グループの役職員が、本件調査を通じて発覚した原価付替や架空売上計上といった不適切行為を改めて再認識し、その問題点について理解することが何より肝要である。そのためには、外部講師を招聘する等して、コンプライアンスの観点から、定期的に当社グループの業務と関連する法律知識や経理・会計知識に関する教育を実施すべきである。役職員のコンプライアンス意識を高めるとともに、必要な知識を身につけることにより、原価付替や架空売上計上が許容される企業風土を抜本的に変え、役職員に対し、上場会社としてあるべきディスクロージャー及びそのために構築すべきコンプライアンス体制、内部統制その他内部管理体制の構築に係る自覚を涵養していくことが必要であろう。

3 中間管理層の再構築

本件調査により発覚した会計処理に関する不適切行為の発生原因を見るに、担当者（特にc氏）における当社グループの利益確保のための個人的判断を抑止するに足りる管理機能を当社の管理部門は有していなかった。そのため、組織としての中間管理層や管理部門は存在していたものの、担当者の言いなりとなっており自立性がなく、また、役職の兼務により中間管理層が無意味化しているといった問題があった。そこで、今後は、業務を適切に管理できる中間管理層を再構築することが急務であり、人員の増加、当該担当者のコンプライアンス意識の醸成とスキルアップ、加えて、当社及び当社グループ内における中間管理層・管理部門の役割の周知徹底が必要である。

4 コンプライアンス体制の抜本的な見直し

(1) 経理体制の整備

ア 人員不足への対応

当社及びその事業会社である DE の経理・会計業務は、一括して当社の経営管理部が担っているが、そのこと自体は、当社及び DE の規模や従業員数から見て経営判断として合理的と評価できる部分もある。

しかしながら、当社の経営管理部は、会計知識が不足しており、会計処理のミスが発生したとしても、それを誰も指摘することができず、実態として監査法人の指摘を待たざるを得ない状況にある（当然ながら、監査法人としては、監査対象会社自身が自主的に会計処理を実行することを前提として監査するのであって、かかる実態は健全なものではない）。かかる状況は、コンプライアンス体制として問題があることは明白である。

当社グループにおいて適正な会計処理を実現するためには、経理・会計に関する知識や経験を有する人員により構成された経理部門の確保が必要である。そこで、経理・会計に関する十分な知識・経験を有する人材を早急に確保するか、あるいは既存の担当従業員に対し研修を行い、会計処理の大幅なスキルアップを図るといった対策をとることが考えられる。加えて、かかる人材不足を補うために上記対策と並行して、会計監査人とはこれまで以上に連携を強化し、より適正妥当な会計処理を行うことができる関係を構築していく必要がある。当社の会計監査人であったアスカ監査法人は、2018年5月18日付で既に辞任していることから、今後は、新たな会計監査人と緊密なコミュニケーションをとりながら、適正な会計処理を行うべきである。

イ 権限の分離

複数人による独立した観点からの重疊的な確認により適正な会計処理を実現すべく、経理・会計処理に関する業務フローと決裁者を明確にするとともに、同一人物が複数の決裁者を兼ねるような状況を改める必要がある。

(2) 役員・従業員間における連携強化

役員は独善的な判断をし、従業員はかかる役員の判断に一方的かつ盲目的に従うのみ、という構図では、役員が判断を誤った場合に不適切行為を止めることができない。役員と従業員、また役員間、従業員間では、コンプライアンスのために連携して相互に監視・牽制することによって業務の適正化を図る必要がある。

そのためには、役職員相互に情報が共有される仕組みが必要であり、かつ、自由にコミュニケーションがとれ、問題点を指摘し合える環境を作ることが望まれる。具体的には、社内におけるレポートラインを見直し、担当者が上長に対し業務上の報告を行い、あるいは業務上の意思決定を求める場合におけるコミュニケーション・フローを実効性のあるものにすべきである。

(3) 取締役会の牽制機能

ア 取締役会等による監督機能の充実

当社グループにおける原価付替や架空売上の計上に関して、担当取締役以外の取締役に
よる業務監査は何ら機能していなかった。取締役会における業務報告をより充実させると
ともに、相互に不適切な行為が行われないよう監視・監督し合うことがより実効性のある
コンプライアンス体制を構築するために求められる。

また、当社においては、コンプライアンス統括室、コンプライアンス委員会、リスク管
理委員会といった任意設置機関が組織されているが、これら任意設置機関が実効的に機能
するよう機能強化を図るといった措置についても考えられる。

イ 社外取締役による監督機能の充実

取締役会の監督機能を充実したものとするためには、外部的かつ第三者的な視点を有す
る社外取締役による実効性のある監督が必要不可欠といえる。当社においては、本件調査
により発覚した原価付替や架空売上計上といった不適切行為が行われた2014年3月期以降、
o氏が社外取締役として取締役会に参加していたが、当該不適切行為及び社内のコンプライ
アンス体制の不備に対し、特段の抑止力ないし牽制力を発揮することはなかったと思われ
る。

取締役会による監査機能の充実を図るためには、外部専門家による第三者的な視点から
の公正妥当な監督が必要である。この点、2017年3月期からは、公認会計士・税理士であ
る太鼓地氏が社外取締役として選任されていたが、既に退任となっている。2018年6月期
から、当社は、監査等委員会設置会社に移行しているところ、監査等委員である社外取締
役として弁護士のp氏と公認会計士のq氏が新たに選任されている。本件調査において発
覚した不適切行為の再発防止のためには、監査役ら監査部門による適時の実効性のある業
務・会計監査が必要である。当社グループでは、当社及びDEの双方において監査部門は
その監査を通じて何ら不適切行為を発見することができず、監査機能を全く働かせること
ができなかった。この点、監査等委員会設置会社への移行は、社外取締役による監督機能
の強化によるコーポレートガバナンスの充実を図ろうとしているものとして評価できる。
かかる監査等委員設置会社移行後は、法務・会計の専門家が新たに社外取締役として選任
されたことで、監査役に代わり、適正な業務・会計監査が実行されるとともに、法務・会
計コンプライアンスに関する積極的な指導・監督がなされることが期待される。

(4) 内部監査機能の強化

内部監査の監査機能を充実したものとするためには、その前提として内部監査を担当す
る部門の独立性を確保することが必要不可欠である。

しかしながら、当社の内部監査の担当者は、経営管理部のk氏であるため、経理・会計処理に関しては自己監査になってしまっており、内部監査の独立性が確保できていない。

そのため、内部監査については、各部署から独立した内部監査室を設け、内部監査に関する知識と経験を有する人材を確保した上で、第三者的な立場から、公平妥当な内部監査が行われるよう組織を構築すべきである。また、現状、当社グループにおいては、内部監査を通じて発見された改善点を是正するための仕組みがなく、また、適切な形で社内の役職員にフィードバックされることもなかった。そこで、こうした役割を、独立性を有する内部監査室に担わせることが妥当であると考えられる。

(5) 社内規程及びその運用の見直し

当社グループの社内規程に関しては、その整備状況及び内容をあらためて精査した上で、実際の業務フローとの適合性についてモニタリングすべきである。実際の業務フローと規程内容との間で乖離がある場合には、コンプライアンスの観点から適正妥当な規程内容に修正していくことも必要である。特に、本件調査において発覚した原価付替や架空売上計上との関係においては、稟議規程、経理関係規程、外部業者等の起用の決定基準に関する規程等の精査ないし見直しを行うべきではあるが、これまで社内規程そのものが当社グループにおいて軽視される傾向にあったことに鑑みると、社内規程を全体的に実効性のあるものに更新するべきといえる。

また、社内規程の適正な運用に当たっては、役員及び従業員への周知が不可欠である。定期的な周知徹底や個別の教育・研修を通じ、社内規程と役職員の実際の業務との間での齟齬がないようにしていくことが必要となる。

(6) 契約書類の改善

契約書類等については、そもそも契約書の締結がなされていなかったり、重要な点について記載が欠落していたり不明確な記載となっているといった問題が散見される。また、バックデートによる契約書の締結も行われていた。例えば、太陽光工事における契約書の記載上、何をもって工事完了日とすべきか（受電完了日か系統連系日か）が明確とはなっていないものや、契約解除がなされているにもかかわらず契約書の解除条項からその根拠が読み取れない、といった内容不備がある。契約書の整備は、取引行為に起因する法務・会計リスクを低減するために必要不可欠であることから、工事関係をはじめとする典型取引に関する契約書類については、法務・会計のコンプライアンスの視点を折り込んだ雛形を早急に整備すべきである。

(7) 内部通報制度

本件調査により発見された各不適切行為は内部通報を通じて発見されたものではない。不適切行為の早期発見及び予防のためには、内部通報制度の充実が重要である。当社グル

ープの現在の組織を見るに、内部通報に適切に対応するために必要な人員を確保できないことも考えられるので、外部の専門家を窓口とする等して、内部通報の利用が促進されるような体制を構築することが求められる。

5 取引先対応の改善

原価付替や架空売上計上といった会計処理に関する不適切行為に協力した取引先会社との関係を改善する必要がある。

そもそも取引先との癒着関係が生じた根本的な要因として、当社グループ側の担当者が単独で取引先との間でコミュニケーションをとっていたという環境の存在が挙げられる。継続的な取引関係や発注者と受注者という関係から生じる担当者間同士の個人的な友好関係・協力関係が、取引先企業に対して原価付替や架空売上計上への協力を要請しやすい状況を作り出しており、また取引先企業においてもかかる要請を受忍せざるをえない状況を作り出している。

今後は、こうした個人的なつながり排除するためにも、業務フローにおける複数名による監視・監督機能の強化や、担当者のローテーション制及び担当者の複数担当者制を導入することによる癒着防止、あるいは当該取引先と協議を行い、かかる不適切行為に今後一切応じないことを要請するといった方策を検討すべきといえる。

6 実行予算の策定・管理の改善

当社グループは、実行予算の策定に当たり、その精度が低いという現状がある。実行予算策定と管理に関する水準を上げるためには、社内において複数名による多重的なチェックによる検証機能の充実や、経理・会計に関する知識や経験を有する人員の増員が急務である。

第3・2・(3)・イのとおり当社グループにおける工事進行基準適用範囲の決定に係る内部統制の状況には不備があると考えられることから、実行予算に係る内部統制機能の強化を図るべく以下のような改善を図るべきである。

【全社的な内部統制の改善】

- ① 工事契約の実行予算の策定管理及び見積担当部署に関する経営組織を構築すること
- ② 工事契約の実行予算の策定管理及び損益管理に関する規程類の整備を図ること
- ③ 工事進行基準の適用に関する会計上の見積りに必要となる情報の収集を効果的に実施できる態勢を構築すること
- ④ 工事契約の実行予算の策定管理及び損益管理に対する工事契約所管部署等を明確化し、その策定及び承認プロセスを明確化したうえ、取締役会、監査役等及び内部監査部門等のモニタリング機能をこれに対して及ぼすこと

【業務プロセスに係る内部統制の改善】

- ① 受注登録（変更を含む。）に関する業務プロセスの改善
- ② 実行予算の策定手続及び承認手続に関する業務プロセスの改善
- ③ 予算実績管理及び工事原価総額の見積りの見直しに関する業務プロセスの改善
- ④ 適切な工事原価総額の見積りが困難となる可能性のある契約に関する業務プロセスの改善
- ⑤ 原価比例法の基礎となる発生した工事原価に関する業務プロセスの改善
- ⑥ 関連のない他の工事契約に係る認識の単位ととの間の工事原価の振替及び付替の防止に関する業務プロセスの改善

7 適正な子会社・孫会社管理

本件調査において発覚した会計上の不適切行為は、当社の子会社である事業会社を通じて行われたものであり、今後の法務・会計におけるコンプライアンスを徹底させ、同様の事象の再発防止を図るためには、当社だけではなく、子会社も含めた全体の管理体制が極めて重要となる。

特に DE に関しては、本件調査によって発覚した会計上の不適切行為に関する主当事者会社であり、上記のとおりコンプライアンス体制を抜本的に見直す必要がある。

また、AK4 についても、当社によるグループ親会社としての統制が十分発揮できておらず、契約書類や決裁手続の不備をはじめとするコンプライアンス上の問題も看過できない状況にある。具体的には、案件において個々の発注に係る支払名目が最終的には契約書等で一定の形式は整うものの支払時点では不明確である場合があること、取引先との債権債務において客観的には不明瞭な相殺処理が行われる場合があること、個人間の信用ベースで取引先から短期的な資金融通を受ける場合があること、代表者である a 氏自身含む親族である役員からの借入について契約書が不整備でありかつ決裁もなされていないこと及び勤務実態に乏しい親族を AK4 の役員に据え役員報酬の支払いを続けていること等が挙げられる。

現在では、重要な発注等支払について親会社への稟議決裁が行われるようになる等、一定の改善は進んでいるものの、当社としては連結利益の大半を占める重要な子会社について、上記のようにガバナンスを十分に利かすことができていなかった実態が認められる。そこで、AK4 についても DE と同様、コンプライアンス体制を全面的かつ抜本的に見直し、再構築すると共に、親会社としての子会社管理の仕組みが必要である。

第6 結語

上記第1ないし第5記載のとおり、本件調査を通じて、当社グループにおいて多数の原価付替や架空売上計上といった不正会計等が行われていた事実、また、かかる不適切行為を再び招来するおそれのあるコンプライアンス体制あるいは内部統制の不備といった脆弱な内部管理態勢が認められた。

上記第4記載のとおり、かかる事実の発生を当社グループにおいて長期間にわたって継続的に惹起することとなった根本原因について、当委員会としては、本件調査の対象とした不適切案件の発生当時における当社グループ役職員において、売上及び利益を伸ばすことのみを重視し、上場会社において求められるべき水準の、株主、一般投資家その他のステークホルダーの視点に立った適切なディスクロージャーを実行するために構築すべきコンプライアンス体制、内部統制その他内部管理態勢の構築の重要性に係る自覚があまりに希薄であったことに求められると思料するものである。

当委員会としては、当社の現経営陣において既に監査等委員会設置会社への移行を行い、より強固な監督機能を持った組織の実現を図るなど一定の取り組みを進めていることについては肯定的に評価するものであるが、本件調査を通じて明らかとなった事実を契機とし、また、本報告書第5記載の上記指摘を踏まえ、当社グループにおいて多数のステークホルダーの利害を背負う上場会社たるに相応しい適切妥当な内部管理態勢を速やかに構築し、当社グループに対する社会及びステークホルダーの信頼の回復が早期に図られることを強く望むものである。

以 上

